

即時抗告申立書

2017年8月4日

高松高等裁判所 御中

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件

抗告人ら代理人

弁護士	薦 田 伸 夫	弁護士	河 合 弘 之
弁護士	東 俊 一	弁護士	海 渡 雄 一
弁護士	高 田 義 之	弁護士	青 木 秀 樹
弁護士	今 川 正 章	弁護士	只 野 靖
弁護士	中 川 創 太	弁護士	甫 守 一 樹
弁護士	中 尾 英 二	弁護士	井 戸 謙 一
弁護士	谷 脇 和 仁	弁護士	中 野 宏 典
弁護士	山 口 剛 史	弁護士	鹿 島 啓 一
弁護士	定 者 吉 人	弁護士	市 川 守 弘
弁護士	足 立 修 一	弁護士	望 月 健 司
弁護士	端 野 真	弁護士	松 岡 幸 輝
弁護士	橋 本 貴 司	弁護士	能 勢 顯 男
弁護士	山 本 尚 吾	弁護士	胡 田 敢
弁護士	高 丸 雄 介	弁護士	前 川 哲 明
弁護士	南 拓 人	弁護士	竹 森 雅 泰
弁護士	東 翔	弁護士	大 河 陽 子

当事者間の松山地方裁判所平成28年(ヨ)第23号伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立事件について、同裁判所が2017年7月21日になした仮処分命令申立却下決定(以下「原決定」という)に対し、即時抗告を申し立てる。

原決定の表示

- 1 本件申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は債権者らの負担とする。

抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す
- 2 相手方は、愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40番地3において、伊方発電所3号機の原子炉を運転してはならない
- 3 申立費用は、原審及び抗告審を通じて、相手方の負担とするとの裁判を求める。

抗告の理由

目次

第1	はじめに	7
1	原決定の地元での評価	7
2	原決定の特徴	8
第2	差止要件	9
1	想定される自然災害の矮小化	9
(1)	原決定は独自の見解	9
(2)	最新の科学的知見の無視	9
(3)	耐震設計審査指針に違反	10

(4)	改正原子炉等規制法の明文の規定に違反	11
(5)	最判の「万が一を許さない原則」に違反	11
(6)	ダムの指針よりも基準を緩和する異常性	12
(7)	相手方のホームページとも矛盾	13
(8)	非常識	13
(9)	裁判所の使命放棄	13
2	原告人らの主張の否定と居直り	14
(1)	原決定	14
(2)	根拠なき否定と正当化	14
3	原発の必要性との関係	15
(1)	原決定	15
(2)	パラダイム転換後の判断	15
第3	主張・疎明責任等	16
1	主張・疎明責任	16
(1)	原決定	16
(2)	実際	17
2	主張・疎明事実	17
(1)	原決定	17
(2)	実際	18
第4	新規制基準	18
1	委員の人選等	18
2	新規制基準の策定過程	21
(1)	福島原発事故の原因	21
(2)	新規制基準の検討期間	22
3	新規制基準及び伊方3号炉の適合性審査	22
(1)	基準の明確性	22

(2)	立地審査指針	23
(3)	単一故障の想定等	30
第5	基準地震動	34
1	専門家の警鐘無視	34
2	独自の見解に基づき全て相手方に与する判断	34
3	中央構造線の断層傾斜角	35
(1)	野津論文	35
(2)	伊方原発にとって厳しい南傾斜が考慮されていない	36
(3)	西南日本で現在進行中の地殻変動	37
(4)	エアガン探査断面	39
(5)	結論	40
第6	重要度分類	41
第7	使用済燃料ピット	41
1	堅固な施設による囲い込みの要否	41
2	使用済燃料ピット冷却施設の耐震安全性	42
3	稠密化された使用済燃料ピットの危険性	43
第8	制御棒	44
1	原決定	44
2	原決定の誤り	44
第9	地すべり及び液状化	45
1	基準地震動による地震力に対する周辺斜面の安定性	45
2	重油タンクと東側斜面との離隔距離	45
3	深部ボーリング調査は本件原発の安全性を保障しないこと	46
4	液状化の危険性	50
5	液状化による重大事故等対策への影響	51
第10	津波	51

第11	火山	51
1	原決定	51
2	現状設備では参考濃度に対応できない	52
(1)	参考濃度は高頻度の常識的な数値であること	52
(2)	伊方3号炉における参考濃度の具体的な数値	52
(3)	伊方3号炉における限界濃度は、参考濃度を下回っていること	53
(4)	非常用ディーゼル発電機の2系統維持という要求を満たしていないこと	54
(5)	全交流電源喪失への対策も不十分であること	54
3	原子炉停止を求めない「火山灰バックチェック」	55
(1)	バックフィットが要求されること	55
(2)	本件原発は稼働し続けていること	56
(3)	福島第一原発事故の反省を踏まえるべきこと	57
第12	テロリズム	57
1	テロリズム対策に関する相手方の疎明事項	57
2	侵入者及び内部脅威対策	58
(1)	侵入者対策	58
(2)	内部脅威対策	59
3	航空機衝突対策	59
4	サイバーテロ対策	60
5	ミサイル攻撃対策	60
第13	重大事故等対策	61
1	重大事故等対策に関する総論的な問題点及び特定重大事故等対処施設	61
2	水素爆発	63
3	水蒸気爆発	64
4	免震重要棟	64
第14	航空機事故, 劣化, プルサーマル	65

第15	避難計画	66
1	原子力防災体制の整備に係る審査の不存在について	66
2	避難計画に関する判断基準について	67
3	本件避難計画の合理性について	69
4	民間輸送事業者との協定について	70
5	原子力災害対策指針について	71
第16	結論	71

第 1 はじめに

1 原決定の地元での評価

原決定の翌日、地元紙である愛媛新聞は、次の社説を掲載した。原決定に対する地元の評価は、この社説にあるとおり、極めて厳しいものであった。

「四国電力伊方原発 3 号機の運転差止を県内の住民 1 1 人が求めた仮処分申請で、松山地裁は申し立てを却下した。『新規制基準の内容が不合理であるということは出来ず、基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に看過し難い過誤はない』のを理由とする。3月の広島地裁決定に続いてまたも、原発再稼働にひた走る国や電力会社の主張の追認にとどまった。

再稼働から来月で1年。明日災害や事故が起こらない保証はどこにもなく、安全性や万が一の事態に対する住民の不安は根強い。その切実な思いに最も寄り添い、命を守る砦となるべき立地県の裁判所でありながら、具体的な懸念に踏み込もうとする姿勢すら見られないことに失望を禁じ得ない。

新基準は、東京電力福島第1原発事故の原因も明確にされない段階で作られ、規制委自体がこれをもって安全だとは言えないと繰り返している。想定外の状況が相次ぎ、未だ収束の方法を見つけれない惨状と今後の険しい道のりを鑑みれば、基準に『合格』したからといって軽々に安心のお墨付きになど出来ないことは明白だ。

大きな争点だった避難計画の合理性に関しては、『状況に応じた複数の防護措置を想定し、その為に必要な輸送能力等の体制を整えている』『防災訓練の結果を踏まえて必要な修正もされている』（決定要旨）と評価した。現実と乖離した判断といわざるを得ず、危機感の薄さを強く危惧する。

伊方原発は細長い佐田岬半島の付け根に位置し、特に原発より先端の住民の避難計画の実効性には疑問が募る。風向き次第で原発の前を通過して逃げる非現実的な避難計画に関して、政府の原子力防災会議が『具体的かつ合理的』と評価したことは納得できない。三崎港からフェリーで大分に亘る計画も、

地震や津波との複合災害となれば避難路となる急峻な山道は土砂崩れで寸断され、港が使用できない恐れがある。近隣の港の耐震化は膨大な予算を要し、今すぐには出来ないと県が認めている。

高齢化で迅速な避難が難しい一方、伊方町の放射線防護施設の半数以上は土砂災害警戒区域内。避難住民を受け入れる県内市町では受け入れ計画の策定が進むが、適用は『地震などで大きな被害を受けていない場合』に限っている。このような不確実な状態で『体制を整えた』とは到底考えられず、決定の検証の甘さは見過ごせない。

問われるべきは、福島事故の重い教訓から目を背け、住民の命を危険にさらして、なお原発を推進する国の政策だ。

今後、大分と山口の両地裁でも仮処分申請に対する判断が下される。広島地裁の決定は『司法審査の在り方が各裁判所で異なるのは望ましくない』としており、今回それに準じたとも取れるが、裁判官の独立を守り、地域の実情に立脚して正面から問題に向き合うよう求めたい。」(甲B479)

2 原決定の特徴

原決定には、福島原発事故から学ぼうという姿勢が微塵も認められない。抗告人らは、2016年5月31日付債権者ら準備書面(3)・39頁以下において、福島原発事故の被害を詳論したが、原決定は、僅かに、「福島第一原発事故により放射性物質の大気への放出及び土壌等の汚染が生じた。また、避難の過程において死亡した病院の入院患者等は、平成23年3月末時点で、少なくとも60名以上に上り、福島県等から全国に避難した避難者の総数は、平成28年4月14日時点で、16万5337人である」(27頁)と記述するのみである。

また、相手方が主張する「五重の壁」(答弁書2頁, 53頁)が、安全神話の仕掛けの1つで子供騙しに過ぎないことを、抗告人は、2016年7月25日付「答弁書に対する反論」・4頁以下(甲B199)で詳論したが、原決定は、

これを読まなかったのか、それとも無視したのか、「当事者に争いが無いが、括弧内に掲記の疎明資料及び審尋の全趣旨により容易に認められる事実」として、「五重の障壁」を認定してしまっている(16頁)。

このように、原決定は、福島原発事故から学ぼうという姿勢が微塵も認められず、また、原告人らの主張を無視して、再稼働に走る国や電力会社の姿勢を無批判に是認するものであって、残念ながら、結論先にありきの国策追随決定といわざるを得ない。

原決定がこのような特徴を有し、取り消されるべきものであることを、以下に具体的に述べる。

第2 差止要件

1 想定される自然災害の矮小化

(1) 原決定は独自の見解

原決定は、原子炉等規制法の改訂の経緯を長々と述べた上で、突然、「改正原子炉等規制法は、最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解される」と判示している(35～43頁)が、原子炉等規制法の改訂の経緯と上記判示の間に論理的関連はなく、上記判示の根拠となる見解も疎明資料も全く存在しない。しかも、原決定は、上記判示の帰結として「発生し得る最大限度の自然災害」を想定した安全性の確保を求めるものではないと判示している(98頁, 101頁)が、この様な判断が是認される余地はなく、上記判示は、原審裁判官の独自の見解というほかはない。

(2) 最新の科学的知見の無視

東北地方太平洋沖地震を地震学者の誰一人として予測できなかったことは疑いのない事実である(甲A1・269頁)し、我が国を代表する第一線の地震学者である岡田義光・防災科学研究所理事長、瀨藤一起・東京大学地

震研究所教授，島崎邦彦・東京大学名誉教授が鼎談した際，瀨瀨教授は，「地震という自然現象は本質的に複雑系の問題で，理論的に完全な予測をすることは原理的に不可能なところがあります。また，実験が出来ないので，過去の事象に学ぶしかない。ところが地震は低頻度の減少で，学ぶべき過去のデータが少ない。私は，これらを『三重苦』と言っていますが，その為に地震の科学には十分な予測の力はなかったと思いますし，東北地方太平洋沖地震では正にこの科学の限界が表れてしまったと言わざるをえません。そうした限界をこの地震の前に伝えきれていなかったことを，一番に反省しています。」と述べ，「原発の場合にはどうお考えになりますか」という問いに対し，「真に重要なものは，日本最大か世界最大に備えて頂くしかないと最近は言っています。科学の限界がありますから，これ以外のことは確信をもって言うことが出来ません」とこたえている(2016年5月31日付債権者ら準備書面(5)・11頁～。甲B53・0636頁～)。このように，第一線の地震学者が，科学的に予測できないと言っているにもかかわらず，原決定の上記判示は，科学的に予測できることを当然の前提としており，この点において既に非科学的である。

しかも，第一線の地震学者が，日本最大か世界最大に備えなければならないと言っているにもかかわらず，原決定は，「合理的に予測される規模の自然災害」に備えれば足り「発生し得る最大限度の自然災害」に備える必要はないとしているものであって，第一線の地震学者の認識との落差は極めて顕著であり，原決定の上記判示は余りにも非科学的である。

(3) 耐震設計審査指針に違反

原決定(19～20頁)も一部触れているが，昭和53年9月29日付旧耐震設計指針(甲B138)は，基本方針で，「発電用原子炉は想定される如何なる地震力に対してもこれが大きな事故の誘因とならないよう十分な耐震性を有していなければならない」とした上で，「基準地震動S₁をもたらず

地震(設計用最強地震)としては、歴史的資料から過去において敷地又はその近傍に影響を与えたと考えられる地震が再び起こり、敷地及びその周辺に同様の影響を与える恐れのある地震および近い将来敷地に影響を与える恐れのある活動度の高い活断層による地震の内から最も影響の大きいものを想定する。」とし、また、「基準地震動 S_2 をもたらす地震(設計用限界地震)としては、地震学的見地に立脚し設計用最強地震を上回る地震について、過去の地震の発生状況、敷地周辺の活断層の性質及び地震地体構造に基づき工学的見地からの検討を加え、最も影響の大きいものを想定する。」とされた(2016年5月31日付債権者ら準備書面(13)・60頁～)。これは、想定される最大の地震に備えるべきことを明記したものであり、耐震設計審査指針はその後改訂されたが、改訂によってこの要件が緩和されたわけではなく、そのような議論さえ存在しない。まして、東北地方太平洋沖地震による福島原発事故を教訓として改正された原子炉等規制法が、最大規模の自然災害に備える必要はないとする筈はなく、「合理的に予測される規模の自然災害」に備えれば足り「発生し得る最大限度の自然災害」に備える必要はないとする上記判示の誤りは明白である。

(4) 改正原子炉等規制法の明文の規定に違反

東北地方太平洋沖地震による福島原発事故を教訓として改正された原子炉等規制法1条は、このような趣旨から、「大規模な自然災害…の発生も想定した必要な規制を行う」ことを目的に加えたのであって、この明文の規定を無視し、『大規模な自然災害』についても上記のような趣旨に解される」などとして、「合理的に予測される規模の自然災害」に備えれば足り「発生し得る最大限度の自然災害」に備える必要はないとする上記判示は、明文の規定に明らかに違反している。

(5) 最判の「万が一を許さない原則」に違反

原決定も「伊方原発行政訴訟」として引用する(38頁)最判平成4年10

月29日は、「原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠く時、または原子炉施設の安全性が確保されない時は、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こす恐れがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにする為、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力ならびに申請にかかる原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される」として、「万が一を許さない原則」を宣明したが、原決定の「合理的に予測される規模の自然災害」に備えれば足り「発生し得る最大限度の自然災害」に備える必要はないとする上記判示は、この最判の「万が一を許さない原則」にも明らかに違反するものである。

(6) ダムの指針よりも基準を緩和する異常性

国土交通省河川局作成の平成17年3月付「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針(案)・同解説」(甲B139)では、ダムの耐震性能について、「構造物の耐震性能は現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動として定義されたレベル2地震動を設定して照査することとしている。」(1頁)とされ、また、地震調査研究推進本部事務局作成の平成26年12月19日付『『全国地震動予測地図～全国の地震動ハザードを概観して～』の公表について(説明用資料)』(甲B140)において、地震の最大M値の設定は、既往最大Mから想定最大Mにしなければならないとされている(15頁)ことは、2016年5月31日付債権者ら準備書

面(13)・61頁以下において明らかにしたところであるが、ダムには、この様に「最大級の強さを持つ地震動として定義されたレベル2地震動を設定し」「既往最大Mから想定最大Mにしなければならないとされているのに、ダムよりもさらに深刻な被害が想定される原発について、原決定は、その要件をダムより緩和すべき旨判示しているのものであって、ダムとの対比においても、原決定が極めて異常な判示をしていることが一目瞭然である。

(7) 相手方のホームページとも矛盾

相手方のホームページに、「考えられる最大の地震を想定して」と記載されている事実は、甫守弁護士のプレゼンテーション(甲B307・3頁)でも明らかにしたことであるが、原決定は、「合理的に予測される規模の自然災害」に備えれば足り「発生し得る最大限度の自然災害」に備える必要はないとして、相手方のホームページには本来必要でない記載がされているとでもいうのであろうか。

(8) 非常識

上述したところから、「最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定」すれば足り「発生し得る最大限度の自然災害」を想定する必要はないとする原決定が常識にさえ反することは既に明白であるが、このような非常識なことをいうのは裁判官の中の特に非常識な裁判官だけであると言って決して過言ではないだろう。

(9) 裁判所の使命放棄

このように、原決定は、「最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定」すれば足り「発生し得る最大限度の自然災害」を想定する必要はないとすることにより、「合理的に予測される規模の自然災害」を超える自然災害が来た場合、原告人らの人格権が侵害されてもやむを得ないと判断したものであり、本来、裁判所の使命である、国民の基本的な人権擁護という役割を放棄してしまったのである。

2 抗告人らの主張の否定と居直り

(1) 原決定

原決定は、「原子力発電所に求められる安全性は、福島第一原発事故のような過酷事故については絶対に起こさないという意味での『限定的』絶対安全性又は絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性と解すべきである」とする抗告人らの主張に対し、「上記福島第一原発事故がもたらした被害からすれば、今後、福島第一原発事故と同様の事故を発生させない事が求められることは明らかであり、前記のとおり、改正原子炉等規制法における各種の規制も、福島第一原発事故の教訓等に鑑み、策定されたものといえる」(43頁～)と賛意を示しながら、「しかし」として、突然「福島第一原発の事故後、前記(ウ)のような内容の立法政策が採られた事に鑑みれば、債権者らが主張するように、最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた合理的予測を超えた水準での絶対的な安全性又はこれに準じるような安全性を求めることが社会通念となっているということは出来ず、また、およそあらゆる自然災害についてその発生可能性が零ないし限りなく零に近くなる限り安全確保の上でこれを想定すべきであるという社会通念が確立されているということも出来ない」という論旨不明の論述をした後、「したがって、この点に関する債権者らの主張は採用できない」と結論付けている。

(2) 根拠なき否定と正当化

しかし、原決定が賛意を示したように、福島第一原発事故のような過酷事故については絶対に起こさないという共通認識のもと原子炉等規制法の改正等の立法政策が行われたことは明らかであり、正にそのような社会通念が確立されたことは疑いのないところであって、これを否定するような原決定の上記判示には全く理由がない。

しかも、百歩譲って、原決定のように抗告人らの上記主張を否定すること

が出来るとしても、「合理的に予測される規模の自然災害」に備えれば足り、「最大規模の自然災害」に備える必要はないとする上記判示を正当化することは出来ず、「最大規模の自然災害」に備える必要はないとする原決定の誤りは明白である。

3 原発の必要性との関係

(1) 原決定

原決定は、「上記の侵害行為の態様及び侵害の程度ならびに被侵害利益の性質及び内容からすれば、債権者らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険性がある場合には、本件3号機の運転を継続することは債権者らが受忍すべき限度を超えるものとして違法性を有するというべきであり、エネルギーの供給安定性、経済性及び環境性という原子力発電の公共性及び公益上の必要性の有無及び程度は、上記違法性の判断に影響を与えないというべきである」(36頁)と判示し、また、「債権者らは、福島第一原発事故後の稼働状況を見れば、原子力発電所の必要性は著しく低いというべきであり、それだけで運転の差し止めが認められるべきであるとも主張するが、原子力発電所の電力供給源としての必要性の高低は、その求められる安全性の内容を左右するものとは解されないから、採用の余地がない」(44頁)と判示している。

(2) パラダイム転換後の判断

上記判示は、一見すると住民の権利保護に手厚いように見えるが、果たしてそうだろうか。

2017年5月26日付債権者ら準備書面(21)・198頁～において詳述したように、福島原発事故以前の判例も、原発の必要性を念頭に判断していたが、福島原発事故後、原発の安全性、必要性、コスト等について、全くパラダイムが転換した現在では、当然、転換したパラダイムに応じた判断が必要なのである。安全性、必要性、コスト等において優越性の認め

られない電源である原発を、住民の人格権を犠牲にしてまで運転させなければならぬ理由はない。必要性の認められない原発を運転するには、当然高度な安全性が必要となる。

原判決の上記判示は、パラダイム転換後も、原発の必要性について判断しないことにより、パラダイム転換前の安全性のレベルで足るとするものであって、実際には、電力会社に手厚い判断をしているに過ぎない。

原発の必要性についての判断を回避した原決定の誤りは明白である。

第3 主張・疎明責任等

1 主張・疎明責任

(1) 原決定

原決定は、「債務者の側において、まず、その発電用原子炉施設の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、当該発電用原子炉施設の周辺に居住する債権者らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険性が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、疎明する必要がある、債務者がこの主張、疎明を尽くさない場合には、上記の具体的危険性の存在が事実上推定されるというべきである」と判示した上、当該「発電用原子炉施設が改正原子炉等規制法に基づく原子炉設置変更許可等を通じて新規制基準に適合する旨の判断が原子力規制委員会により示されている場合には」「債務者は、前記アの具体的危険性が存在しないことの主張、疎明に変えて、現在の科学技術水準に照らし、新規制基準に不合理な点がないこと並びに当該発電用原子炉施設が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議および判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、疎明することが出来るというべきである」と判示し、その上で、「これに対し、債権者らは、債務者の上記の主張、疎明を妨げる主張、疎明(いわゆる反証)を行うことが出来、債務者が上記の点について自ら必要な主張、疎明を尽くさず、または

債権者らの上記の主張，疎明(いわゆる反証)の結果として債務者の主張，疎明が尽くされない場合は，新規制基準に不合理な点があり，又は当該発電用原子炉施設が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議および判断の過程に看過し難い過誤，欠落があることが事実上推定されるものというべきである」と判示した(45頁～)。

(2) 実際

上記判示の後，原決定は，「そこで，以下では，債務者の上記主張，疎明が尽くされているといえるか否かについて，検討することとする」(47頁)としながら，実際には，「債権者らの主張は理由がない」「債権者らの主張を認めるに足りる疎明資料はない」として，各論では，債権者らに主張・疎明責任を負担させており，総論と各論で，明らかな論理矛盾をきたしている。そして，このことは，「第4 結論」において，「本件申立は，被保全権利である人格権に基づく妨害予防請求権についての疎明を欠くから，その余の点(保全の必要性)を検討するまでもなく，理由がない」(354頁)と判示していることによって，最終的にとどめを刺している。

このような論理矛盾が許されないことは，多言を要しない。

2 主張・疎明事実

(1) 原決定

原決定は，「改正原子炉等規制法等の下では，原子力規制委員会による厳格な規制により発電用原子炉の安全性に欠けるところがないことが担保されているから，発電用原子炉設置者は，原子力規制委員会から所要の許認可を受けるなどして現在の安全規制の下でその設置及び運転等がされていることを主張疎明すれば足りるとすべきである」とする債務者の主張を排斥して，債務者に対し，上記主張・疎明責任を負担させると判示している(46頁～)。

(2) 実際

しかし、原決定は、実際には、許可申請にかかる債務者の主張等を長々と認定した上で、原子力規制委員会の許可が合理的であると判断しているに過ぎず、債務者の上記主張に従い、新規制基準に基づく許可を受けたことの主張・立証があった旨の判断と、その実体において変わりのない判断をしているに過ぎない。

第4 新規制基準

1 委員の人選等

(1) 原決定は、原子力規制委員会設置法では原子炉を設置する法人等の役員または従業者であることを委員長及び委員の欠格事由としているが、過去にそのような地位にあったことは欠格事由とはされていないと判示している(48頁)。しかし、委員である更田豊志氏は、委員候補者となった当時、独立行政法人日本原子力研究開発機構の副部門長の職にあり、同機構は、高速増殖炉もんじゅを設置し、東海再処理工場を保有する原子力事業者であり、設置法で定める原子力事業者等であって、更田氏はその従業者として設置法の欠格事由に該当することは明らかである。平成27年9月に退任した元委員中村佳代子氏は、公益社団法人日本アイソトープ協会のプロジェクト主査であり、同協会は、研究系・医療系の放射性物質の集荷・貯蔵・処理を行っており、設置法で定める原子力事業者等に該当する。中村氏は同事業者の従業者であり、欠格事由に該当する(甲A214「原子力規制委員会委員の人事案の見直しを求める会長声明」)。原決定が判示するように、退任すれば過去となり、欠格事由にはならないといえるわけではない。さらに委員長である田中俊一氏は、平成19年に政府の原子力推進機関である原子力委員会の委員長代理に就任するなど原子力推進行政の中心を担ってきた人物である。

(2) 原決定は、原子力規制委員会の設置時には、福島第一原発事故以前に原

子力行政に関わっていたものは基本的には全て原子力を推進する中で各種業務に従事していたという経緯を踏まえた上で、…各分野における専門性を確保する観点から人選が進められたと判示している(48頁)。まるで、原子力推進論者でないと専門家ではないような判示であるが、例えば、国会事故調の委員長であった黒川清氏、委員であった石橋克彦氏、大島賢三氏、崎山比早子氏、櫻井正史氏、田中耕一氏、田中三彦氏、野村修也氏、蜂須賀禮子氏、横山禎徳氏(甲B4・7頁)、あるいは、京大原子炉実験所の熊取6人衆のような、原子力推進論者ではない専門家も少なからず存在する。

- (3) 原決定は、任命前に原子力事業者等から多額の寄付を受けた者も、寄付等の情報が両議院に提出され、両議院で同意されたものであるから、不適切な者が任命されたものとは認められないと判示している(48頁)。しかし、寄付等の額は約760万円もの多額に及んでおり、その情報が提出され両議院で任命されたからといってその者の適性のなさが治癒されるわけではない。
- (4) 原決定は、委員長及び委員4人という少人数では十分審査できないという原告人らの主張に対し、委員長及び委員の数は法定されており、原子炉安全専門審査会等や原子力規制庁が置かれているとして、原告人らの主張には理由がないと判示している(49頁)が、原告人らは、そのような少人数で法定されたことを問題としているものであり、その瑕疵が、補助機関の存在によって治癒される筈もない。
- (5) 原決定は、原子力規制庁の職員の出身官庁の問題について、ここでは、原子力規制庁は原子力規制委員会委員長の命を受けて事務局として庁務を担うものに過ぎないとしたり、職員の移動に関し、原子力利用の推進にかかる事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととされているとして、原告人らの主張は理由がないと判示している(49頁)。

しかし、原子力規制庁の実態は、平成24年9月同庁発足時の職員（455名）の内、経産省出身が315名、文科省が85名、環境省が11名と多くの職員が原発推進官庁出身者であり、幹部職員7名についても、警察官僚の2名を除いた5人がいずれも原発を推進してきた原子力安全・保安院、文科省（旧科学技術庁）、環境省出身者であった（甲A216）。原子力規制委員会設置法附則6条2項ではいわゆる「ノーリターン・ルール」が定められたが、「原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織」と抽象的文言にすることで、経産省、文科省等へ復帰することは禁止されなかった。他の省庁へ異動した後は規制庁の人事権は及ばないため、原子力推進機関へ復帰する道は事実上確保されている。しかも施行後5年間は「原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織」への復帰が認められることとなり、現に多くの原子力規制庁職員がこれによって経産省、文科省等への復帰を果たしたと見られる。原子力規制庁は、形式的には独立性を確保したかのようであるが、その実態は原子力利用の推進側が規制を担ってきた従来と大きく変わってはいない。

平成25年2月1日には、名雪哲夫審議官が日本原電側に敦賀原発の活断層調査報告書原案を漏洩させた事実（甲A219）や、本件原発を含む10基の原子炉につき新規規制基準施行日（平成25年7月8日）と同日に審査申請書が提出された事実（甲A217 これが異常なことであることについては甲B76「アキレスを追いかけるカメ」714頁参照）、高浜原発1、2号機が運転期間延長認可の期限切れで廃炉とならないよう、他の原発よりも優先的に審査を進めてきた事実（甲A220）等は、規制庁が事業者と一体となって再稼働へ邁進してきたことを示すものであり、事業者との癒着体質が現在も継続していることを強くうかがわせる。現規制当局が国会事故調の求めた「高い独立性」（20頁）を備えているとは到底言えない。

原告人らは、2016年5月31日付債権者ら準備書面(8)・12頁以下において、上記主張を行っているにもかかわらず、原決定は、完全にこれを無視して、理由にならない理由を述べて、原告人らの主張を排斥しているのである。

2 新規制基準の策定過程

(1) 福島原発事故の原因

福島原発事故の原因調査が不十分なままに新たな規制基準を策定しても災害の防止上支障がないものとは到底いえないとする原告人らの主張に対し、原決定は、国会、政府、民間及び東京電力の事故調査報告書があること、国会事故調の地震動による危機損傷の可能性の指摘については原子力規制委員会がこれを否定する中間報告書を取り纏めていることを理由として、原告人らの主張は理由がないと判示している(49頁～)。この点について、原告人らは、2016年12月26日付債権者ら準備書面19において、「東北地方太平洋沖地震の地震動は安全上重要な機器、配管系を損傷する力を持っていたこと」「1号機の全交流電源喪失は津波によるものではないこと」「1号機SR弁の作動音が確認されていない＝地震動による原子炉系配管破損の可能性」「地震動による1号機IC配管破損の可能性」「地震動による1号機制御棒駆動水圧系配管の破損の可能性」「地震動による2号機RCIC破損の可能性」の6項目にわたり、詳細に論証しているが、原決定は、完全にこれを無視している。

そして、福島原発事故後6年を過ぎても、重要な機器や配管の損傷等の調査が出来ていないばかりか、溶融デブリがどこにどのように存在するのかさえ不明の状態であり、福島原発事故が地震によって起きたことを否定できる状況にないことは明白である。

にもかかわらず、原決定は、これらに目を瞑って、相手方の主張を鵜呑みにしたものに過ぎない。

(2) 新規制基準の検討期間

抗告人らは、2016年8月31日付債権者ら準備書面(13)補充書1・4頁以下において、議事録に基づき、新規制基準の骨子となる骨子案が、新規制基準チーム、地震・津波チームにおいて、僅か2～3か月余りの超短期間に作成され、これについては、大島委員も、「更田委員が言っているように、本来、この種の作業は3年や5年かけてやってもおかしくないものだ」と、拙速を自認する発言があった事実を論証しているが、原決定は、抗告人らのこの論証を完全に無視し、「各検討チームの会合は、約8か月間で23回、約7か月間で13回にわたって開かれた」等として、新規制基準の検討期間が短すぎたとする抗告人らの主張は理由がないと判示した(52頁～)。

ここでも、原決定の抗告人らの主張無視は余りにも顕著である。

3 新規制基準及び伊方3号炉の適合性審査

(1) 基準の明確性

抗告人らは、原子力発電所の安全性評価について海外では確率論的リスク評価(PRA)を行うことが主流となっているにもかかわらず、我が国では、安全審査指針類の規定が不明確で、規制当局等の主観的、恣意的解釈を許す大きな原因となっていたが、福島原発事故後に出来た新規制基準も、「適切」「適正」等の文言を多用して、主観的、恣意的解釈を許すものとなっており、基準として余りにも不明確であると主張した(2016年5月31日付債権者ら準備書面(8)・18頁～)。これに対し、原決定は、地震や津波等の自然災害等の様々な事象に対して原子炉の安全性を確保するための規制に関する基準の全てについて一義的に明確に定めること又は定量的な基準を設けることはおよそ不可能というべきであるとし、また、高度の専門性及び独立性が確保されている原子力規制委員会が個別具体的に調査審議をし、判断をするという仕組みが採用されているから、抗告人らの主張は

理由がないと判示している。しかし、原決定は、全てについて行うことは出来ないからゼロで良いとしている点が詭弁であるし、海外ではずいぶん以前から行われていることがどうして「およそ不可能」となるのか、全く理由が示されていない。しかも、基準の明確性の問題にもかかわらず、原子力規制委員会が調査審議、判断をするのだから基準は不明確でも良いとしているものであって、問題のすり替えでしかない。

また、原子力基本法2条と原子力規制委員会設置法1条に「確立された国際的な基準を踏まえ」と明記されたにもかかわらず、原決定は、確立された国際的な基準の全てを我が国において採用すべきことを定めたものとは解されないと勝手に解釈している。

そして、原決定は、安全目標に確率論的リスク評価が用いられていることに救いを求めているが、諸外国で、福島原発事故以前から行われている確率論的リスク評価を新規制基準そのものにとり入れなかった瑕疵を治癒するものでないことはいうまでもない。

(2) 立地審査指針

① 立地審査指針

立地審査指針(甲B127)は、原則的立地条件として、「原子炉は、どこに設置されるにしても、事故を起さないように設計、建設、運転及び保守を行わなければならないことは当然のことであるが、なお万一の事故に備え、公衆の安全を確保するためには、原則的に次のような立地条件が必要である。」と規定して、次の3つの原則的立地条件を定めている。

(1) 大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと。

(2) 原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公

衆から離れていること。

(3) 原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること。

② 原則的立地条件(1)の機能

上記3つの原則的立地条件、とりわけ(1)の立地条件は、アメリカにおいて5マイル(8km)以内に活断層がある場合に原発の立地が認められないように、また、火山ガイド(甲A230)において火砕物密度流、溶岩流、岩屑なだれなど、設計対応が不可能な火山事象が原発の運用期間中に敷地に到来する可能性が十分に小さいと言えない場合には立地不適としているように、至近距離に我が国最大の活断層である中央構造線があってこの原則的立地条件を満たさない場合には、立地自体が許されないものであって、地震や津波の評価によって原則的立地条件違反が治癒されるものではない。

③ 中央構造線の無視・活動性の否定

a 抗告人らの主張

抗告人らは、相手方の中央構造線無視や活動性の否定等について、次のとおり主張した(2016年5月31日付債権者ら準備書面(14)・43～44頁)。

伊方1号炉の設置許可申請書には、中央構造線についての記載がない。伊方2号炉の設置許可申請書には、中央構造線についての記載(6-3-17～)があるが、それは、昭和47年10月、敷地付近の前面海域について音波探査法を用い海底地質調査を実施し、「敷地前面の沖合5～8kmの海岸線とほぼ平行な海域で、パターンの不連続やパターンの乱れ(地層の不連続や地形の変化が著しいことを示す)がやや集中的に見られたため、顕著な断層の存在を予想し、これを中央構造線であろうと推定した。」としながら、「これは第三紀に生成された小堆積盆地(伊予灘層)の中及びその分

布北端部に存在する断層もしくは地形変化による乱れであって、伊予灘層の頂部が平坦かつ水平で、それを覆う沖積層ならびに伊予灘層の分布範囲の南北両側面で接する洪積層の上部にある沖積層にも乱れが認められないところから、これらの断層についても、少なくとも洪積世末期以後の活動性は認められない。」として活断層ではないとした。また、伊方3号炉の設置許可申請書も、同様に、「海岸より5km～8km沖合に不連続ではあるが、海岸に並走して海底に凹地地形が認められる。」としながら、「更新世末期以降の活動が見られない。」としてしまったのである。

つまり、四国電力は、中央構造線を認識しないで伊方1号炉の設置許可申請をし、中央構造線は活断層ではないとして伊方2号炉及び3号炉の設置許可申請をしてしまったのである。

旧耐震設計審査指針が決定されたのは1981(昭和56)年7月20日なので、それ以前に設置許可申請をして審査を受けた伊方1号炉及び2号炉は、各設置(変更)許可時点で、同指針に基づく審査を受けていない。また、上述したように、中央構造線の存在を認識しないで、あるいはその活動性を認識しないで設置したため、伊方1号炉及び2号炉の設計地震動は、1974年伊予宇和島の地震を敷地直下に想定して、僅か200ガルとされた。伊方3号炉の設置(変更)許可申請の際には、旧耐震設計審査指針に基づき、基準地震動 S_1 は、684年土佐その他南海・東海・西海諸道の地震及び1854年伊予西部の地震を選定して221ガル、 S_2 は敷地前面海域の断層群(中央構造線)の長さ25キロの区間で断層が動いた場合を評価して473ガルとされ、また、2006(平成18)年に耐震設計審査指針が改定された際に、基準地震動 S_s を570ガルとして、再稼働申請も570ガルで行ったが、その審査の過程で650ガルに引き上げて許可を受けるに至っている。

しかしながら、柏崎刈羽原発の基準地震動2300ガルと対比するまでも

なく、伊方3号炉の基準地震動は他の原発と比べても過小であり、特に、上述した世界最大級かつ我が国最大の活断層である中央構造線が直近5kmにあり、しかも南傾斜であり、伊方原発が逆断層の上盤に乗っている危険が指摘されているにもかかわらず、650ガルという基準地震動は余りにも過小に過ぎる。

伊方原発の基準地震動が低いのは、中央構造線の活動性を無視して設置されたためであり、上述したようにその活動性が明白となった今、伊方原発の危険性は極めて顕著である。伊方原発は、本来原発を建設してはならないところに建設されてしまったのである。

b 相手方の主張

相手方は、平成28年7月25日付債務者準備書面(14)において、上記原告人の主張に全く反論していないだけでなく、平成25年9月16日付岡村意見書(甲B72・6頁)記載の次の事実についても全く否定していない。

債務者は、伊方3号炉建設時、敷地前面海域の断層について、過去一万年間は動いた形跡がないとして3号炉を建設したこと、地震の活動性は低いとし、耐震設計上もランクの低いレベルを取ったこと、四国の陸上の中央構造線が活断層であることは1970年代から多くの論文が出され、海底活断層についても、少なくとも1986年には海底活断層の調査結果が報告され、別府湾と四国の陸上が活断層なら、その中間である敷地前面の伊予灘に活断層が存在することは明白だったこと、1992年に岡村教授らが伊予灘等で行った調査結果を地質学論集に発表し、敷地前面海域の断層は過去一万年動いた形跡がないとの四国電力の言い分の誤りが明らかとなったが、四国電力が海底活断層の存在を認めたのは1997年1月以降のことであること

これらは、岡村教授が指摘するように「歴史的事実」であるから、債

務者も否定しようがないのである。

c 相手方の驚くべき主張

ところが、相手方は、「本件1号機の新設にかかる原子炉設置許可申請及び本件2号機の増設にかかる原子炉設置変更許可申請では、中央構造線の位置、活動性等について調査・検討を行った上で、これを安全余裕検討用地震との関係において考慮しており、債権者らの主張は誤りである。」(平成28年7月25日付債務者準備書面(14)・26頁)という驚くべき主張をしたので、抗告人らは、次のように、これに反論した(2016年12月26日付債権者ら準備書面(18)11頁～)。

d 抗告人らの反論

相手方がその根拠として引用する乙196では、「本件安全審査報告書には中央構造線について全く触れていないこと、文書提出命令により被告が裁判所に提出した書類中にも中央構造線に関するものは存しないこと」(388頁上段中ほど)を認定しているし、NHK制作の「ドキュメンタリーWAVE『伊方原発問われる「安全神話」』」(甲B250)では、松田時彦氏が、中央構造線の活動性を指摘したのに、安全審査報告書に全く記載がなく驚いた旨の証言を行っている。また、あいテレビ制作の「検証伊方原発問い直される活断層」(甲A493)では、伊方1号炉訴訟において国側証人が伊方原発周辺の中央構造線が明らかな活断層であるという証拠はないと証言した事実、ならびに東京大学の松田時彦教授が、上記証言を驚くべき偽証と評価した事実及び中央構造線の危険性を繰り返し指摘したにもかかわらず安全審査報告書には記載されなかった事実を証言している。そしてまた、NNNドキュメンタリー番組(甲B218)では、四国電力に勤務して伊方2号機の許可申請を担当した原子力防災の専門家である松野元氏が、「技術者として考えると伊方原発は立地上が問題で、かつて中央構造

線は活断層と言われていなかったからあそこに立地したんだけど、今は活断層と言われてますから今から立地を考えれば、伊方ではありえない。」と明言している。松野元氏の著書である「推論トリプルメルトダウン」(甲B317)においても、同氏は、「(中央構造線は)世界にまれな規模の活断層である。伊方1号機の安全審査の際は、活断層とは考えられていなかった。」と明記している。また、同様に債務者がその主張の根拠として引用する伊方2号炉松山地裁判決(乙197・104頁2段目)では、「昭和52年になされた本件安全審査においては、前面海域断層群について、沖積層相当層の堆積以後(1万年前以降)の断層活動は認められないと判断されていたところ、本件許可処分後の平成8年に発表された岡村教授の調査等に基づく知見により、現在では、沖積層相当層の堆積以後(1万年前以降)の断層活動もあると考えられているのであるから、前面海域断層群の活動性に関する本件安全審査の判断は、結果的にみて誤りであったことは否定できない。」と明快に判示しているのであるから、相手方の上記主張こそ事実を反した誤りであることは一見して明白である。岡村教授のプレゼン(甲B325・7頁)で放映された1997年1月12日放送のTBS特別報道番組「日本列島の活断層―阪神大震災から2年」の中で、中央構造線の活動性について問われた債務者の幹部が活動性を誤魔化そうとしていた態度が、債務者の態度をそのまま雄弁に物語っている。

④ 原決定の無視

ところが、原決定は、上記③の中央構造線の無視・活動性の否定という、伊方原発の安全性の根幹にかかわる原告人らの主張を完全に無視してしまった。

このようなことが許される筈はない。

⑤ 立地評価の欠如

火山ガイドに立地評価があるように、地震についても、当然立地評価がなされなければならないが、原子力規制委員会は、立地審査指針を無視して、伊方3号炉の立地審査を行わなかった結果、伊方3号炉の再稼働が許可されてしまった。

原決定は、新規制基準では、地震については立地評価が行われたいという根本的な問題に目を瞑り、「原子力規制委員会においては立地審査指針を用いていないのであるから、本件3号機増設時の原子炉設置変更許可にかかる安全審査における立地審査の瑕疵の有無は、本件3号機の適合性審査にかかる原子力規制委員会の判断の合理性に影響を与えるものではない。従って、この点に関する債権者らの主張は理由がない」と、全く意味のない判示をして、根本的な問題から逃げてしまったのである。

⑥ 原則的立地条件(2)(3)

また、上述した、立地審査指針の原則的立地条件(2)「原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること」について、原決定は、法令に重大事故等対策によるとされていることを理由に、立地審査指針を用いていないことは不合理でないと判断している(59頁)が、深層防護の考え方の各層の独立性に基づくと、立地審査(第1層)と重大事故等対策(第4層)は別の防護層なので、代用は許されない。したがって、原決定の判断は、深層防護の独立性に反しており、許されない。

そしてまた、立地審査指針の原則的立地条件(3)「原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること。」について、原決定は、原子力災害対策特別措置法等による原子力災害防止対策によることとされたことと解されることを理由に、立地審査指針を用いていないことは不合理でないと判断している(59頁)が、原子力災害防止

対策は深層防護の第5層であるから、立地段階で避難の実施可能性・実効性を確保するというもの(第1層)とは防護階層が異なっており、これも深層防護の独立性に反した到底許されない判断である。

(3) 単一故障の想定等

① 原決定は、設置許可基準規則及び設置許可基準規則解釈が、設計基準対象施設については、地震等の共通要因による故障を防止することができる設計が行われていることが前提としているのであるから、安全評価審査指針において、共通要因による故障が生じた場合を想定することは、この前提と矛盾する(共通要因による故障が生じた場合を想定すると、設計基準対象施設の設計の妥当性を確認するのではなく、重大事故等対策の有効性を確認すべきことになる。)旨判示する(63頁)。

② 原決定は、新規制基準に不合理な点がないことについて、相手方の主張、疎明が尽くされているといえるか否かを検討しているが、上記判示は、新規制基準を前提にして、設計基準において共通要因故障を想定することは矛盾すると述べるものにすぎず、新規制基準が設計基準において共通要因故障を想定していないことが合理的か否かについて、何ら検討を行っていない。

原決定も認めるとおり、新規制基準は、共通要因故障については、重大事故等対策で対処することとしている。重大事故等対処施設・設備とは、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するための施設・設備であり(設置許可基準規則2条2項11号、14号)、重大事故とは、炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷である(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則4条)。このように新規制基準は、共通要因故障が発生した場合は、炉心の著しい損傷に至るおそれがある事故又は炉心

の著しい損傷に至る事故が発生することを許容する基準となっている。本来検討されるべきは、上記のとおり、共通要因故障が発生した場合に炉心の著しい損傷に至るおそれがある事故又は炉心の著しい損傷に至る事故が発生することを許容する新規制基準が不合理でないことについて、相手方の主張、疎明が尽くされているか否かであり、この点について相手方は、何ら主張、疎明を行っていないから、具体的危険性が推認される。

- ③ 原子力規制委員会の発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム（以下「新規制基準検討チーム」という。）においては、福島第一原発事故の教訓として、「非常用交流電源の冷却方式、水源、格納容器の除熱機能、事故後の最終ヒートシンク、使用済燃料プールの冷却・給水機能の多様性の不足」が挙げられ、「多重性又は多様性」としている要求の「多様性」への変更の要否の検討が行われていた（甲 B 4 8 6 「設置許可基準（シビアアクシデント対策規制に係るものを除く）の策定に向けた検討について別紙個表¹」 5 頁）。

平成 2 4 年 1 1 月 2 1 日に開催された第 4 回会合においては、多様性の適用に係る考え方の整理案として、下記案が提示された（甲 B 4 8 7 「多様性について²」 4 頁）。

これまで、多重性又は多様性が要求される重要度の特に高い安全機能を有する系統は、基本的に多重化による対応がとられていると考えられる。
東京電力福島第一原子力発電所事故から、設計基準を超える津波に対する最終ヒートシンクの喪失等の特定の機能喪失モードに対しては、位置的分散による独立性の確保だけでは不十分であり、代替電源設備（空冷ガスタービン発電機）、代替ヒートシンク設備（フィルターベント）などといった多様性を備えた代替手段を要求する必要がある。
したがって、多重性又は多様性を選択する際に、共通要因による機能喪失が、独立性のみで防止できる場合を除き、その共通要因による機能の喪失モードを特定し、多様性を求めることを明確にする。

¹ <http://www.nsr.go.jp/data/000050179.pdf>

² <http://www.nsr.go.jp/data/000050197.pdf>

そして、平成24年12月13日に開催された第6回会合において、上記多様性に係る考え方を前提として、下記のとおり共通要因による機能喪失が独立性のみで防止できる場合を除き、多様性を求めることを明確にする旨の新規制基準の骨子案が提示された（甲 B488「新安全基準（設計基準）骨子案における主な論点と確認をいただきたい事項³」16,17頁）。

安全設計審査指針	骨子案
<p>【本文】 指針9. 信頼性に関する設計上の考慮</p> <p>1. 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その安全機能の重要度に応じて、十分に高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計であること。</p> <p>3. 前項の系統は、その系統を構成する機器の単一故障の仮定に加え、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能が達成できる設計であること。</p> <p>2. 重要度の特に高い安全機能を有する系統については、その構造、動作原理、果たすべき安全機能の性質等を考慮して、多重性又は多様性及び独立性を備えた設計であること。</p>	<p>【基本的要求事項】</p> <p>1. 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その安全機能の重要度に応じて、十分に高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計であること。</p> <p><u>2. 重要度の特に高い安全機能を有する系統については、その系統を構成する機器の単一故障の仮定に加え、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能が達成できる設計であること。</u></p> <p><u>3. このため、前項の系統は、その構造、動作原理、果たすべき安全機能の性質等を考慮して、多重性及び独立性を備えた設計であること。ただし、共通要因又は従属要因による機能喪失が独立性のみで防止できない場合には、その共通要因又は従属要因による機能の喪失モードに対する多様性及び独立性を備えた設計であること。</u></p>

しかし、平成24年12月20日に開催された第7回会合においては、下記のとおり共通要因による機能喪失が独立性のみで防止できる場合を除き、多様性を求めることを明確にする旨の規定は削除され、従来の安全設計審査指針と同じく「多重性又は多様性」については、いずれを選択することとしても良いと変更された（甲 B489「新安全基準（設計基準）骨子案における主な論点と確認をいただきたい事項―第6回会合資料5の一部改訂―⁴」18頁）。

³ <http://www.nsr.go.jp/data/000050216.pdf>

⁴ <http://www.nsr.go.jp/data/000050223.pdf>

安全設計審査指針	骨子案
<p>【本文】 指針9. 信頼性に関する設計上の考慮</p> <p>1. 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その安全機能の重要度に応じて、十分に高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計であること。</p> <p>3. 前項の系統は、その系統を構成する機器の単一故障の仮定に加え、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能が達成できる設計であること。</p> <p>2. 重要度の特に高い安全機能を有する系統については、その構造、動作原理、果たすべき安全機能の性質等を考慮して、多重性又は多様性及び独立性を備えた設計であること。</p>	<p>【基本的要求事項】</p> <p>1. 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その安全機能の重要度に応じて、十分に高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計であること。</p> <p>2. 重要度の特に高い安全機能を有する系統については、その系統を構成する機器の単一故障の仮定に加え、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能が達成できる設計であること。</p> <p>3. このため、前項の系統は、その構造、動作原理、果たすべき安全機能の性質等を考慮して、多重性又は多様性及び独立性を備えた設計であること。ただし、共通要因又は従属要因による機能喪失が独立性のみで防止できない場合には、その共通要因又は従属要因による機能の喪失モードに対する多様性及び独立性を備えた設計であること。</p>
	<p>【要求事項の詳細】・・・追記 「多重性又は多様性」については、複数の系統又は機器として、いずれを選択することとしても良い。</p>

この変更の理由は、下記のとおりである（甲B489「新安全基準（設計基準）骨子案における主な論点と確認をいただきたい事項 平成24年12月20日」17頁）。

<p>多様性が必要となるのは、「共通要因又は従属要因」以外によって、同一の喪失モードで機能の喪失が発生し得る場合、すなわち「関連性のない要因により複数機器が同時に機能喪失する場合」（偶発的な多重故障）になるのではないか</p>
<p>設計基準（単一故障までを考慮）の範囲では、独立性を有する複数の系統又は機器があることを要求すれば良いのではないか</p>

これは、設計基準の範囲では、単一故障までを考慮すれば良いという考えに基づくものであるが、上記のとおり福島第一原発事故の教訓として、基本的に多重化による対応がとられ、共通要因故障に対応できなかったことから、「多重性又は多様性」としている要求の「多様性」への変更の可否の検討を行っていたにもかかわらず、このような福島第一原発事故の教訓が全く活かされないままに変更が見送られており、不合理というほかない。

第5 基準地震動

1 専門家の警鐘無視

原決定を一番特徴づけるのは、伊方3号炉の基準地震動の過小評価に警鐘を鳴らす専門家の意見を無視したことである。高知大学の岡村眞教授、東京大学地震研究所の都司嘉宣元准教授、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の野津厚氏、大阪府立大学の長沢啓行名誉教授らが、多数の意見書等(岡村：甲B72, 128, 129, 158, 249, 295, 325, 376。都司：甲B75。野津：甲A480, 甲B363, 409, 478。長沢：甲B57, 66, 290, 308, 326, 368, 394)を作成提出した上、岡村教授と長沢名誉教授は、原審で行われたプレゼンテーションも引き受けて頂いた。これに対する専門家からの反論は皆無であり、相手方が、相手方の社員である松崎氏らの調査に基づく部分的な反論を行い、松崎氏ら社員が相手方のプレゼンテーションを行っただけである。しかも、別紙「松崎氏の虚偽説明等」記載のとおり、松崎氏は、プレゼンテーションにおいて、意図的に虚偽の説明を行い、長沢名誉教授によって、それを暴露された。ただでさえ客観性、第三者性の認められない松崎氏らの調査やプレゼンテーションに証拠価値が乏しいことはいうまでもないが、この様な虚偽説明等をすすめる松崎氏らの調査やプレゼンテーションに証拠価値が認められないことは裁判上当然のことである。

原決定が標榜する専門性、科学性からいえば、抗告人らの圧勝であったが、通常の裁判なら当然抗告人らの勝訴となる筈なのに、原決定は、ここでも専門家らの警鐘を無視し、相手方の非科学的な主張に与してしまった。

このような非科学的な決定が許される筈はない。

2 独自の見解に基づき全て相手方に与する判断

「最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定」すれば足り「発生し得る最大限度の自然災害」を想定する必要

はないとする原決定が、独自の見解に過ぎず、最新の科学的知見を無視し、耐震設計審査指針に違反し、改正原子炉等規制法の明文の規定に違反し、伊方最判の「万が一を許さない原則」に違反し、ダムの指針よりも基準を緩和する異常なものであり、相手方のホームページとも矛盾する、非常識極まりないものであることは上述したとおりであるが、原決定は、この独自の見解に基づき、中央構造線の断層の位置、断層傾斜角、熊本地震との連動、長大断層への松田式の適用、カスケードモデルの採用、すべり量の飽和、地震規模の想定、松田式のばらつき、耐専式の適用、その他距離減衰式の問題、不確かさの考慮、壇ほか(2011)等のスケーリング則の問題、入倉・三宅式の問題、スケーリング則のばらつき、認識論的・偶然的不確定性の考慮、経験的グリーン関数法の適用、敷地の三次元地下構造の把握、南海トラフ巨大地震の想定、SPGAモデルによる評価、震源を特定せず策定する地震動、基準地震動の年超過確率等の諸問題について(途中、相手方の手法等について、「相応の合理性を有する」(106頁)、「一応合理的なものと認められる」(109頁)、「高い保守性を見積もったものとまではいえない」(110頁)等、一定の留保を付しながら)、結局、全て相手方に与する判断を行っている(67～173頁)。その判断の誤りについておって詳論する予定であるが、取り敢えず、ここでは、中央構造線の断層傾斜角の問題を取り上げて、次項において、原決定の判断の誤りを明らかにする。

3 中央構造線の断層傾斜角

(1) 野津論文

抗告人らは、岡村教授の意見書等(甲B72, 甲B158, 甲B325)及び野津氏の意見書(甲A480, 甲B363, 甲B409)等に基づき、相手方が、中央構造線の南傾斜を考慮していない危険性を度々詳細に指摘した(2016年5月31日付債権者ら準備書面(5)・64頁～, 2016年9月12日付債権者ら準備書面(5)補充書3・14頁～, 2016年12月26日付

債権者ら準備書面(5)補充書4・87頁～(なお、文中に甲A542とあるのは正しくは甲B363である), 2016年10月21日付債権者ら準備書面(14)補充書3・7頁～及び11頁～, 2016年10月28日付債権者ら準備書面(14)補充書4・7頁～2016年12月26日付債権者ら準備書面(18)・20頁～)が, 原決定は, 抗告人らの上記主張に殆ど触れることなく, 傾斜角を鉛直とした相手方の推定は不合理ではないとした。

結論先にありきで, 抗告人らの証拠や主張を無視する原決定の典型がここにも顕著であるが, 最新の「科学」に, 野津氏の「西南日本で現在進行中の地殻変動と伊方原子力発電所」と題する論文(甲B480)が掲載されたので, これに基づき, 原決定の誤りを明らかにする。

(2) 伊方原発にとって厳しい南傾斜が考慮されていない

伊方原発の基準地震動策定について, 相手方は, 中央構造線断層帯の傾斜角について, 90度を基本とし, 角度のばらつきも考慮しているが, 発電所から離れるセンスである北傾斜については30度まで考慮しているにもかかわらず, 発電所に近づくセンスである南傾斜については80度までしか考慮していない。つまり, 発電所にとって厳しくなる条件が考慮されていない(甲B480図2)のである。

中央構造線断層帯は, 右横ずれを主体とし, 上下方向のずれを伴う断層であるため, 可能性の1つとして傾斜角90度すなわち鉛直の断層を考えている点は妥当であろう。しかし, 問題は, 横ずれを主体とする断層であっても, 実際に地震が起きてみれば, その傾斜角が鉛直と異なる場合もあるという点である。例えば, 2016年熊本地震の本震は, 右横ずれを主体とする地震でありながら, 国土地理院は地殻変動の解析結果に基づいて傾斜角が60度の断層面を, 瀨瀬・他は強震波形データの解析に基づいて傾斜角が75度の断層面を, Asano&Iwata は強震波形データの解析に基づいて傾斜角が65度の断層面を, それぞれ提案している。これらの結果は, 横ずれを主体とす

る地震であっても、傾斜角が少なくとも60度程度にはなり得ることを示している。また、同時に、事後解析であつてさえ、断層の傾斜角は研究者によってかなりばらついていることにも注目すべきである。まして事前の予測が難しいのは明らかであり、ここで対象としている施設の重要性、万が一被害が生じた場合の影響の甚大さなども考えれば、敷地前面海域の断層の傾斜角については相当の不確実性を見込むべきであると考えられる。

傾斜角の不確実性について、北傾斜については30度までを考慮しており、その理由として、物質境界が震源断層路なる可能性が否定できないことを挙げている。確かに物質境界としての中央構造線は北に30～40度傾斜しているとの四国における調査結果があり、物質境界としての断層と地震を引き起こす断層とは区別して考えられることが一般的ではあるものの、両者が一致する可能性は否定できないから、可能性の1つとして北傾斜を考えることは妥当である。問題は南傾斜の可能性を排除してよいかである。確かに南傾斜についても上述のとおり80度までは考慮されている。しかし、90度と80度の違いは事後解析におけるばらつきの幅にも達していないので、事業者としては南傾斜の可能性はほぼないと判断しているように見える。この判断は妥当であろうか？

(3) 西南日本で現在進行中の地殻変動

1990年代に日本列島をカバーするGPS連続観測網が整備されたことにより、日本列島で現在進行中の地殻変動に関する理解が大きく進展した。その成果の一つとして、九州地方は陸側プレートに対して反時計回りに回転していることは現在よく知られている。また、この運動と整合するように2016年熊本地震が発生したこともよく知られている。九州地方の回転運動は国土地理院のサイトにあるアニメーションが分かりやすい。この時、上記アニメーションや甲B480図3から明確に分かるように、四国西部は北西への移動を続けており、伊方発電所付近では、中央構造線を挟む南北の領域間

で(右横ずれのひずみの蓄積とともに)少なくとも現在進行形としては compression(圧縮)が生じている。

このことは、傾斜角の想定において重要な意味を持つ。何故なら、次節で述べるように、敷地前面海域の中央構造線断層帯では(横ずれとともに)南側が北側に対して相対的に隆起するようなセンスの変異の累積が生じていることは間違いないためである。こうしたセンスの変異の累積が生じるためには、敷地前面海域の中央構造線断層帯で生じる地震は、右横ずれに加え、「北傾斜の正断層」か「南傾斜の逆断層」のいずれかの成分をもっていなければならない。そのどちらの可能性が高いかは応力状態に依存しており、南北方向の compression の作用下で地震が起こるならば、「南傾斜の逆断層」の成分が横ずれに加わる可能性の方が高いであろう。

ところで、一点注意すべきことは、四国西部の北西への移動は大部分はプレート間のカップリングによるものであり、いったん南海トラフ巨大地震が起こればキャンセルされるもので、その全てが中央構造線断層帯の地震によって解放されるべきものではないという点である。Nishimura&Hashimoto は、西南日本内帯(中央構造線より北)、西南日本外帯(中央構造線より南)、北部琉球ブロックの3つのブロックを考え、甲 B480 図3に示すような地殻変動ベクトルを、各ブロックの回転運動の寄与と、ブロック間やプレート境界のひずみの蓄積の寄与に分ける研究を行っている。また、これと類似の研究が Wallace et al.によっても行われている。いずれの研究も、中央構造線を挟む南北のブロック間で右横ずれのひずみの蓄積が生じていることを指摘しているが、南北方向の相対変位については言及していない。詳しく見ると、Nishimura&Hashimoto の結果では伊方発電所付近では南北方向にわずかに拡張が生じているようであり、Wallace et al.の結果では南北方向にわずかに収縮が生じているようである。恐らく、南北方向の相対変位は絶対値が小さいため、解析条件によっても結果が変わるのではないかと推察される。

現時点では、伊方発電所付近の中央構造線を挟む南北方向の長期的な相対変位は、収縮の可能性が排除できないと考えるべきではないだろうか。そうであるとすれば、敷地前面海域の中央構造線断層帯を挟む南北間の鉛直方向の相対変位は、「南傾斜の逆断層」によるものである可能性が残る。

もう一つ、考えておかなければならないのは、南海トラフ巨大地震のサイクルに伴って、敷地前面海域の中央構造線断層帯には載荷と除荷が繰り返されるという点である。南海トラフ巨大地震発生の直前には、四国西部の北西への移動は大きくなっている。中央構造線断層帯に沿って右横ずれの断層運動が最も起こりやすいのはこのタイミングであろう。しかし、まさにそのタイミングにおいては、中央構造線断層帯を挟む南北のブロック間には **compression** が作用している。従って、発電所前面海域の中央構造線断層帯で右横ずれを主体とする地震が発生するときには、正断層成分よりも逆断層成分が加わる可能性が高い。フィリピン海プレートの沈み込みに伴うひずみの蓄積により、そのような地震の発生の可能性が刻一刻高まっている可能性さえある。

(4) エアガン探査断面

図4(上)(甲B480・0715頁)は、敷地前面海域のエアガン探査断面である。中央構造線断層帯は横軸の数字で1700～1800付近に存在している。この図からまずわかることは、新第三紀～第四紀堆積物の基底が、断層を挟んで左側(北側)より右側(南側)で大分浅くなっていることである。従って、敷地前面海域の中央構造線断層帯では(横ずれとともに)南側が北側に対して相対的に隆起するようなセンスの変位の累積があるといえる。この図面では「新第三紀～第四紀堆積物」と幅をもった年代が示されているため、鉛直変位の生じているのがどれくらい新しい地層なのか分からないが、事業者が審査会合に提出した別の資料では、敷地前面海域における更新世の地層上面の標高(図5)が示されており、更新世の地層上面にも高低差があり断層の南側

が高いことがわかる(横に並んでいるバルジや地溝を境にして、南側は黄の色が濃くなっており、北側は色が薄くなっている)。これは、更新世から完新世に入ってから(1万年前以降も)繰り返し断層運動がおり、南側が相対的に隆起したことを意味する。これらの傾向は、断層線の南側が高い(半島が存在する)という地形的な特徴とも整合する。

図4(下)(甲B480・0715頁)は、敷地前面海域のエアガン探査断面の事業者による解釈である。この解釈では、浅部において高角で北傾斜の断層面が読み取られている。しかし、この解釈は「南傾斜の断層は存在しないはず」との先入観に引っ張られているように野津氏には思える。図4(上)(甲B480・0715頁)の時間断面の解釈方法について、利害関係のない複数の専門家による検討がなされるべきであると考えられる。

Ikeda et al.は、敷地前面海域の中央構造線断層帯の東側の延長上にあたる伊予断層付近で反射法地震探査を行い、南向きに約50度の角度で傾斜する逆断層を見出している。Ikeda et al.は、これを伊予断層の延長と解釈している。このことは、前節で述べたような「右横ずれを主体としつつも南傾斜の逆断層の成分が混じる地震」が中央構造線断層帯に沿って発生する可能性があることを裏付けているように思われる。

(5) 結論

伊方発電所の敷地前面海域の中央構造線断層帯において、南傾斜の断層面上で地震が生じる可能性は否定できないと考えられる。南傾斜の断層面で地震が生じれば、北傾斜の断層面よりも発電所までの距離が短いため、より大きな地震動が作用する可能性がある。このような観点から基準地震動について再検討する必要があると考えられる。

にもかかわらず、南傾斜の危険性に目を瞑り、債務者の鉛直の推定を理由なく是認した原決定の誤りは余りにも明白である。

第6 重要度分類

原決定は、平成25年4月4日、新規制基準検討チームが、重要度分類指針について、福島原発事故の教訓やIAEAガイドでの重要度分類指針の策定などを踏まえた見直しを行うこと、耐震重要度分類について、重要度分類指針の見直しと併せた見直しを行うことを課題として挙げたが、福島原発事故後6年以上経過した現在に至るもその見直しが行われていないことを認定(177頁～)しながら、「今後、原子力規制委員会において、その必要性が判断された場合には適切な時期に見直しを行うことが期待される」(181頁)と、まるで他人事のように判示した上、相手方や原子力規制委員会の言い分に全面的に依拠して、未だに、外部電源、計測制御系、非常用取水設備について、見直しが行われていないことを正当化し、抗告人らの主張には理由がないと判示している。

ここでも、原決定の、安全軽視、国策追随の姿勢は顕著であり、その誤りは明らかである。

第7 使用済燃料ピット

1 堅固な施設による囲い込みの要否

- (1) 原決定は、本件3号機の使用済燃料ピットを囲んでいる燃料取扱建屋は、想定される竜巻により鋼製材又は乗用車が飛来物として衝突した場合、折板壁は貫通することを認めながら、相手方の評価によって、飛来物が使用済燃料ラックに衝突したとしても、燃料被覆管が破損することはなく、燃料集合体の未臨界性が確保されることなどを確認していることが認められ、その判断に不合理な点は見当たらない旨判示する(196～197頁)。
- (2) しかし、相手方は、複数の飛来物の衝突や使用済燃料ピットクレーンで燃料集合体の取扱作業中に竜巻が発生した場合を想定していないし、そもそも、竜巻による飛来物が使用済燃料ラックに衝突することを許容す

る判断自体が不合理である。

抗告人らは、使用済燃料ピットについても、福島第一原発事故で明らかになったその危険性から、格納容器のような堅固な施設による囲い込みが必要であると考えますが、仮に、そこまでは必要ないとしても、少なくとも、想定される竜巻に対しては、飛来物が使用済燃料ピット内に侵入しない程度の堅牢性を燃料取扱建屋に要求すべきである。

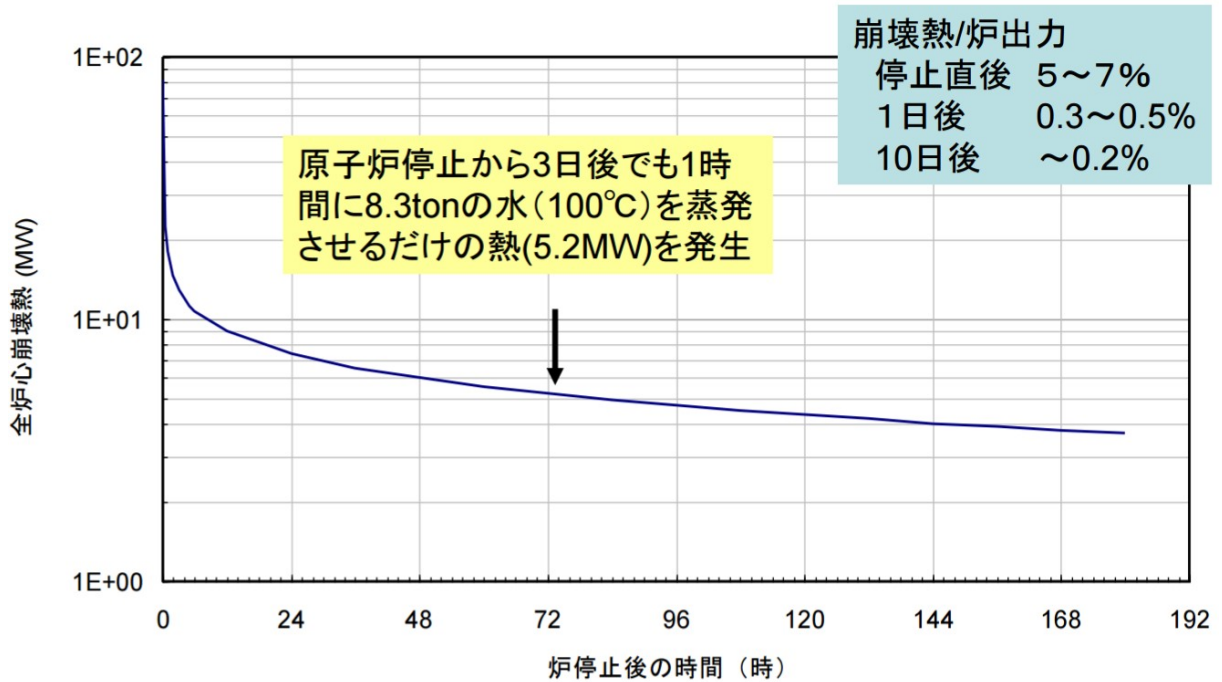
2 使用済燃料ピット冷却施設の耐震安全性

- (1) 原決定は、使用済燃料の崩壊熱は、原子炉の停止後、時間とともに減少し、使用済燃料を貯蔵施設へ移動する段階でかなり小さくなっており、冠水さえしていれば崩壊熱は十分除去できること等を理由として、使用済燃料を冷却するための施設は、使用済燃料ピット補給水設備によりその機能を代替できるとしてBクラスに分類していること自体が直ちに合理性を欠くということとはできない旨判示する（197頁）。
- (2) しかし、崩壊熱は、原子炉停止から1日後には0.5%、100日後には0.1%のように減少するが、元の値が膨大であるだけに、0.1%といっても依然かなりの発熱量に相当する。この崩壊熱を除去しなければ、使用済燃料が損傷し、大量の放射性物質が放出されてしまうし、また、過熱によるジルコニウム火災の危険性も生じる。

下図は、原子力規制委員会の委員長に就任する前の田中俊一氏の講演資料（甲B490「福島原発の現状について⁵」4頁）から抜粋した、崩壊熱の時間変化を表したものである。

⁵ http://www.kagakucafe.org/110321_tanaka.pdf

原子炉の崩壊熱



原子炉停止からの全炉心崩壊熱の時間変化 (福島第一原子力発電所1号機)

このように田中俊一氏も、原子力規制委員会委員長就任前に「原子炉停止から3日後でも1時間に8.3トンの水(100°C)を蒸発させるだけの熱(5.2MW)を発生」と崩壊熱の危険性について正面から言及していた。

原決定は、このような使用済燃料の崩壊熱の危険性を軽視するものであり、使用済燃料の崩壊熱の危険性を直視すれば、使用済燃料を冷却するための施設をBクラスとすることに合理性は見出せない。

3 稠密化された使用済燃料ピットの危険性

- (1) 原決定は、使用済燃料の市松模様状の配置方法の導入は、使用済燃料の安全性をより高めるという意義を有するものの、現時点において、新規制基準がそれらの導入を義務付けていないからといって、その内容が不合理で

あるということとはできない旨判示する（199頁）。

- (2) しかし、使用済燃料の市松模様状の配置方法の導入は、新たに設備を設置することなく容易に実行可能な対策であるにもかかわらず、その導入を義務付けないことに合理性は見出せない。使用済燃料の市松模様状の配置方法は、使用済燃料ピットが危機的状況に陥った福島第一原発事故の教訓を踏まえ、国会事故調もその導入を提言しているものであり（甲B4・20頁）、その導入を義務付けていない新規制基準は、福島第一原発事故の教訓を踏まえないものである。

第8 制御棒

1 原決定

原決定は、相手方が、P波かS波かを問わず、予め設定した加速度を超える揺れが到達した場合、原子炉トリップ信号が発せられて制御棒が炉内に挿入される時間を安全解析によって算定しており、基準地震動に対し、その最も厳しい算定結果は2.39秒であり、制御棒は安全に挿入されるから、抗告人らの主張は理由がないと判示している(200頁～)。

2 原決定の誤り

原決定は、P波かS波かを問わずと債務者の受け売りをしているところから分かるように、至近距離にある中央構造線の巨大地震により制御棒が挿入できなくなるという問題認識を欠いている。中央構造線の巨大地震の際、P波が設定加速度を下回るような事態などおよそ考え難い。原決定がいうように、いきなりS波が来る場合を想定しても良いが、その場合には、制御棒の挿入はより困難となる。争点整理一覧表の「争点5 制御棒に関する安全性」「債権者らの主張1」に記載のとおり、P波によって原子炉トリップ信号が発せられたとしてもS波の到達までの時間は0.96秒しかなく、その時点で制御棒の挿入が完了していないことが問題なのに、原決定は、ここでも抗告人らの主張を無視して判断していない。相手方の上記算定は、あくまでも安全解

析によるものであり、実機で実験したわけではない。しかも、その算定は基準地震動に対するものであって、基準地震動を超える地震動に対する安全性を担保するものとはなっていない。しかも、ストレステストにおいて、制御棒の挿入性はテストの対象となっていないので、ストレステストにおいてクリフエッジとされた855ガルの地震動に対して、制御棒が安全に挿入されるか否かは解析さえされていないのである。東北地方太平洋沖地震の際、震源との距離があったために、福島第一原発の運転中の原子炉は制御棒を挿入することが出来たが、それでも崩壊熱により、あのような重大事故を惹起してしまった。伊方原発の場合、中央構造線が至近距離にあるため、制御棒が挿入される前にS波が到達することは確実であるが、その場合、制御棒挿入に失敗すれば、核分裂反応が制御されず、原理的に原子炉を冷却することが出来ないことは明白なのである。

この根本的な問題を看過した原決定の誤りは明白である。

第9 地すべり及び液状化

1 基準地震動による地震力に対する周辺斜面の安定性

- (1) 原決定 212 頁は、伊方3号炉の周辺斜面において、基準地震動 S_s を用いた解析を行って、すべり安全性を評価しており、相手方の主張・疎明は尽くされていると判示した。
- (2) しかし、前記のように、伊方原発において策定された基準地震動は不合理であるから、不合理な基準地震動を前提として周辺斜面の崩壊対策を実施しても安全を確保することは出来ない。

2 重油タンクと東側斜面との離隔距離

- (1) 原決定 220 頁は、相手方が、東側斜面の高さに対し、東側斜面の法尻と重油タンクの離隔距離が十分にあることから、詳細な解析結果の必要性が無いと判断したことについて、その手法に不合理な点はないと判示する。

- (2) 相手方が依拠する知見は、地すべりの移動距離は斜面の高さの概ね1.4倍、2倍であるというものである。

しかし、例えば、東北地方太平洋沖地震により、高さ50m程、斜面勾配15度程度の山で、移動距離約120mの地すべりが発生し、これにより、10戸が全壊し、13人が死亡した事例がある(甲B33,34)。この事例では、地すべりは、斜面の高さの2倍を優に超えて移動している。

結局、地すべり現象は、自然的誘因や斜面勾配等の地形的要因、さらには地質時代や岩相などの地質的要因が複雑に関係しており、未だ完全なメカニズムの解明には至っていないのであるから、斜面の高さにどれ程の離隔距離があれば、地すべりにより崩れてきた土塊が到達しないかなどということは不明といわざるを得ないのであり、本件では少なくとも解析モデルを作成して安全性を確認する程度のことは不可欠であり、解析モデルすら作成しないのは明らかに不合理である。

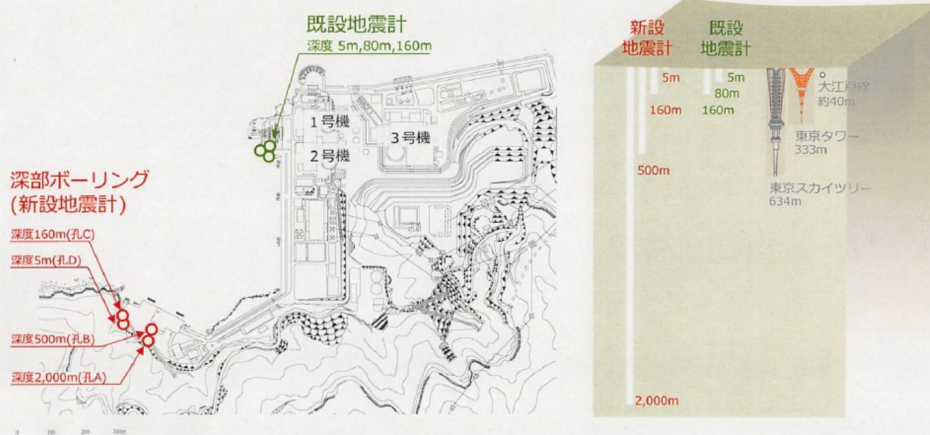
3 深部ボーリング調査は本件原発の安全性を保障しないこと

- (1) 原決定は、相手方が実施した深部ボーリング調査の結果に基づき、「堅硬かつ緻密な泥質片岩を主体とする結晶片岩が連続している等と判示し、このボーリング調査の結果に依拠して、生越意見書(甲B42)、小松意見書(甲B193)に基づく債権者の主張を排斥している(原決定216以下)。
- (2) しかし、原決定が重視する深部ボーリング調査は、本件原発の安全性を何ら保障するものではない。
- (3) 乙227号証30頁によれば、四国電力が2000mの深部ボーリングを実施した地点は、下図のとおり本件原発敷地の南西端の場所である。

3.3 増幅特性の評価

深部ボーリングの実施

○敷地地盤に起因する地震動の増幅について検証するため、深部ボーリングにより深度2,000mまでの地盤物性を測定した（あわせて、深井戸で地震観測を実施している）。



他方、相手方が深部ボーリングを実施した地点と、本件原発の炉心は、約900m離れている（Google map より、 抗告人ら代理人が作成）。



- (4) 平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震による、柏崎刈羽原発で観測された地震動は、同一の敷地内の原子炉相互においても、大きく異なる解放基盤表面での揺れ・加速度が観測された（甲B55号証）。

■ 中越沖地震での発電所の揺れの特徴

1～4号機の揺れが大きい



原子炉建屋基礎版	1号機	2号機	3号機	4号機	7号機	6号機	5号機
S2による揺れ	273	167	193	194	263	263	254
中越沖地震(観測値)	680	606	384	492	356	322	442
解放基盤表面での揺れ	1号機	2号機	3号機	4号機	7号機	6号機	5号機
基準地震動S2(発電所建設時)	450						
推定された揺れ	1,699	1,011	1,113	1,478	613	539	766

単位:ガル

ガル：地震による地盤や建物などの揺れの大きさを表す加速度の単位

原子炉建屋基礎版：原子炉建屋の最地下階部

(P.7「原子炉建屋基礎版の地震動評価」参照)

上表によれば、解放基盤表面の揺れ（基準地震動に相当）で最も大きな加速度を観測したのは、1号機の1699ガルであり、2番目に大きな加速度を観測したのは4号機の1478ガルであった。他方で、最も小さな加速度を観測したのは6号機の539ガルであり、2番目

に小さな加速度を観測したのは、7号機の613ガルであった。

このように、同一の敷地内に設置された原発であっても、各号機ごとに解放基盤表面での揺れが大きく異なっており、約1.5km離れた位置にある1号機と6号機とでは加速度が3倍以上異なっており、並んで立地している4号機と7号機の間においても、加速度が約2.4倍も異なっている。

4号機と7号機の距離は、下図のとおり約890mしか離れておらず（Google mapより、抗告人ら代理人が作成）、伊方原発において相手方が実施した深部ボーリングの位置と本件原発の炉心の距離とほぼ同じである。



- (5) 東京電力は、このように同一敷地内の各号機によって大きく揺れが異なった原因として、古い褶曲構造が影響したとの説明をしている（甲B55号証）。

この東京電力の説明の当否は別として、本件原発の地下深部に、柏崎刈羽原発と同様の古い褶曲構造が存在しないことに関する相手方の疎明は、全くなされていない。

以上から、仮に、相手方が実施した2000mの深部ボーリングの結

果、当該地点における岩盤が堅硬であったことが判明したとしても、そこから水平方向で890m離れた本件原発直下の地質・岩盤の特性は不明といわざるを得ず、890mも離れば上記のように2.4倍も異なる大きな地震動が到来する可能性も排除できないのであるから、相手方の実施した深部ボーリング調査では、本件原発の安全性を保障することはできない。

4 液状化の危険性

- (1) 原決定 221 頁は、伊方原発発電所敷地の埋立部における地下水位の平均は、海面の高さと同等の T. P. + 0 m である一方、原子炉施設の敷地は、高さが T. P. + 10 m であることを理由として、地下水は飽和状態ではなく、液状の危険性はないと判示している。
- (2) 確かに、原決定が引用する証拠乙 20 (8-1-17) には、津波・高潮に関連する記載として、「敷地の整地レベルは E L + 10 m」との記載は存在するが、肝心の、埋立部における地下水の水位に関する記載は存在しない。そもそも、証拠乙 20 (8-1-17) には、津波、高潮、地すべりに関する記載は存在するが、液状化に関連する記載が一切存在しない。
- (3) この点に関する相手方の準備書面(4)31 頁 6 行目には、「債務者の調査によると、本件発電所の敷地の埋立部における地下水位の平均は、海面の高さと同等の T. P. + 0 m である」との主張はされているが、この点に関する疎明資料は一切引用されておらず、「債務者の調査によると」と主張しているのみであって、疎明がない。
- (4) 原決定は、疎明が不存在であるにもかかわらず、相手方の安全性に関する疎明は尽くされたと評価しているが、疎明が尽くされていないことは明らかである。

5 液状化による重大事故等対策への影響

- (1) 原決定 223 頁は、仮に埋立部において液状化が発生したとしても主要構内道路の通行性が確保できるよう、埋立部を通らずに通行できるアクセスルートを確認する等の対策を講じているから、不等沈下によって通行に支障が生じることはないと判示する。
- (2) しかし、地震による液状化の影響は、事前には予測できないものであり、液状化の際にその他の現象である、配管やマンホール等の地中埋設物の浮上の可能性や、泥水が噴出して道路が冠水する可能性、噴砂の可能性等が検討されておらず、これによる通行障害等の影響等も疎明されていないのであり、原決定の判示は余りに楽観的に過ぎるものである。

第 10 津波

原決定は、相手方の津波対策を漫然と是認した上、相手方の津波想定を前提とした場合でも、水位上昇時には敷地高さよりも低い位置に設置されている海水ポンプが冠水する危険、ならびに水位低下時には海水ポンプによる海水の取水不能やフラップゲートの機能喪失の危険があるにもかかわらず、ここでも相手方の主張を鵜呑みにして、抗告人らの主張を排斥する誤りを犯している。

第 11 火山

1 原決定

原決定は、「立地評価に関する火山ガイドの定めは検討対象火山の噴火の時期及び規模が相当前の時点での的確に予測できることを前提とする点において、不合理なものといわざるを得ない」(273)としながら、にもかかわらず、相手方の立地評価の判断は「その合理性を否定することは出来ない」(279頁)とした上、相手方の影響評価も合理的であるとしている。しかし、火山ガイドが不合理であるのに、これに従って行った立地評価について「その合理性を否定することは出来ない」とするのは背理であるし、

影響評価に至っては、その後の議論の進展も考慮する時、到底これを維持できるものではない。

後者について、項を改めて詳論する。

2 現状設備では参考濃度に対応できない

(1) 参考濃度は高頻度の常識的な数値であること

平成29年7月19日に開催された原子力規制委員会（以下「原規委」という）第25回会議において、降下火砕物の影響評価に関し、大気中濃度の想定を従来の $3\text{ mg}/\text{m}^3$ （ないし、セントヘレンズ観測値の $33\text{ mg}/\text{m}^3$ ）から、 $\text{数 g}/\text{m}^3$ へと、100倍前後引き上げる方向で見直しすることが了承された（同会議議事録。甲B483）。

これは、同年3月29日から3回にわたって行われた降下火砕物の影響評価に関する検討チーム（以下、単に「検討チーム」という。）の報告を踏まえたものであり、例えば、検討チームの第1回会合において、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）総括研究主幹である山元孝広氏は、 $1\text{ g}/\text{m}^3$ という濃度について、「この程度の降灰濃度の噴火というのは非常に頻度の高い現象で、いとも簡単に超えてしまうようなものが多々あるだろうと思わざるを得ない」と発言し（第1回会合議事録37頁）、検討チームの第2回会合において、原子力規制庁（以下「原規庁」という）の安全技術管理官（地震・津波担当）付専門職である安池由幸氏は、 $\text{数 g}/\text{m}^3$ という濃度は、常識的な範囲での想定であると述べている（第2回会合議事録25頁）。

要するに、原規委で了承された「参考濃度」と呼ばれる $\text{数 g}/\text{m}^3$ という大気中濃度は、これまで想定されてきた規模の噴火であっても常識的に発生し得る濃度であるということを、原規委も認めるに至ったのである。

(2) 伊方3号炉における参考濃度の具体的な数値

本件原発における参考濃度の具体的な数値は、検討チームの第3回会合に

において、電気事業連合会（以下「電事連」という）によって、約 $3.1 \text{ g} / \text{m}^3$ と試算されている（甲B482・2頁（3枚目））。これは、降灰継続時間を24時間と仮定したものであるため、特段厳しい条件となっているわけではなく、原規庁職員も認めるように、「常識的な数値」という程度である（当然ながら、想定される最大値ではない）。

(3) 伊方3号炉における限界濃度は、参考濃度を下回っていること

そうであるところ、同じく電事連の資料によれば、伊方3号炉の現状における限界濃度は、約 $0.7 \text{ g} / \text{m}^3$ となっており、参考濃度を大きく下回っている（参考濃度は限界濃度の約4.4倍）。この約 $0.7 \text{ g} / \text{m}^3$ という数値は、現状設備でディーゼル発電機を交互に切り替え、フィルターを取替・清掃することによって対応可能な限界濃度とされている（図表1）。

これは、敷地に15cm程度の火山灰が堆積するような事態になれば、伊方3号炉の非常用ディーゼル発電機は瞬く間に機能を喪失し、全交流電源喪失に陥るおそれがあることを意味している。

検討チームでの報告に当たり、当然ながら相手方の意見を聞いて作成された資料であるから、相手方も、限界濃度が約 $0.7 \text{ g} / \text{m}^3$ であることについては自認している筈である。要するに、相手方が想定する程度の噴火が起こった場合には、相手方も認める約 $3.1 \text{ g} / \text{m}^3$ という濃度の火山灰が伊方3号炉を襲うが、相手方も認めるように伊方3号炉は約 $0.7 \text{ g} / \text{m}^3$ という濃度までしか耐えられないため、伊方3号炉は安全性が確保できていない、ということなのである。

プラントの設計層厚とそれに基づく参考濃度は、以下のとおり。
 (既に新規規制基準への適合に係る設置変更許可を受けているプラントについて例示)

	美浜 3号機	高浜 1,2号機	高浜 3,4号機	大飯 3,4号機	伊方 3号機	川内 1,2号機	玄海 3,4号機
設計層厚*1 (cm)	10.0	10.0	10.0	10.0	15.0	15.0	10.0
参考濃度*2 (g/m ³)	約1.8	約1.4	約1.4	約1.5	約3.1	約3.3	約3.8
現状の 限界濃度*3 (g/m ³)	約1.6	約1.6	約1.8	約1.1	約0.7	約1.0	約0.9

* 1 : 設置変更許可申請書に記載の値

* 2 : 降灰時間を24時間と仮定し、設計層厚から試算した機能維持評価用参考濃度
 (第2回検討チーム会合「資料3」に基づいた試算値)

* 3 : 現状設備において(ディーゼル発電機を交互に切換え、フィルタ取替・清掃することによって)
 対応可能な限界濃度

図表1 甲B482・2頁「機能維持評価用参考濃度」への対応について

(4) 非常用ディーゼル発電機の2系統維持という要求を満たしていないこと
 さらに、原規委からは「参考濃度」に相当する降下火砕物(火山灰)濃度
 環境下においても2系統の非常用ディーゼル発電機が機能を維持できるよ
 う、吸気フィルターの閉塞防止措置を強化するよう指示されたが、電事連
 は「準備整い次第、速やかに対応していく」と述べるにとどまり(甲B4
 82・1頁)、具体的にいつまでに対応するのかという計画を何ら示してい
 ない。

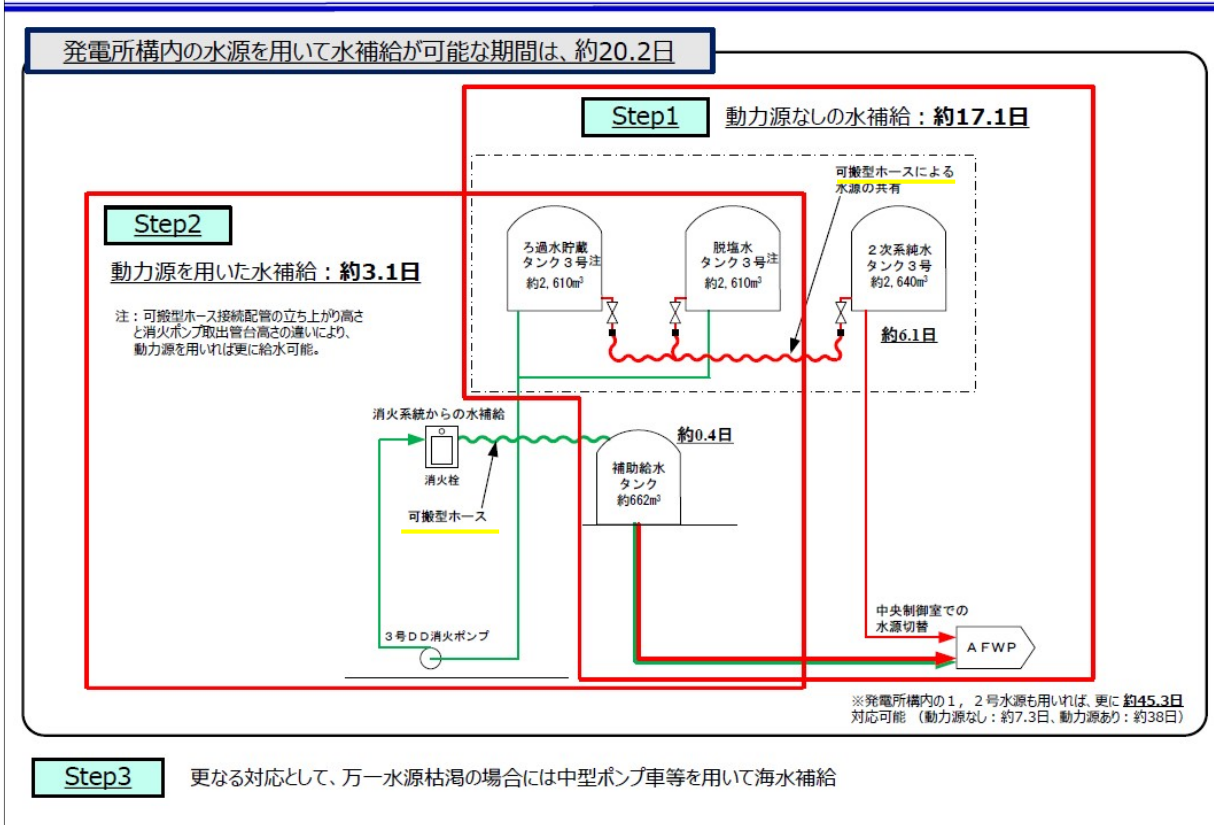
(5) 全交流電源喪失への対策も不十分であること

なお、原規委からは、さらに降下火砕物濃度が極めて高くなることに備え
 た全交流電源喪失等への対策を求められたが、電事連は、以下のように可
 搬型ホースによるタンク等の接続など、人的対応を要する対策しか示して

いない。

全交流動力電源喪失のシナリオに基づく対応（伊方3号機）

18



図表2 甲DB481 降下火砕物濃度に対するプラントの影響評価（PWR）

我が国において、近年15cmもの火山灰が堆積する事態を経験していないことに鑑みても、高濃度の降下火砕物の中で、そのような人的対応が現実的に可能なのか、極めて疑わしいし、少なくとも、それが現実的に可能であるという具体的な方策が示されない限り、安全性に欠ける点がないことの疎明は尽くされていないというべきである。

3 原子炉停止を求めない「火山灰バックチェック」

(1) バックフィットが要求されること

上記1で述べたとおり、降下火砕物の影響評価については100倍前後という極めて大幅な見直しがされている。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）は、平成24年改正によ

って、バックフィット制度が導入され、いったん許可が出された原発も最新の知見に適合するよう維持されなければならないとされ（同法43条の3の14）、これに適合していない場合には、停止等の措置を命じることとされている（同法43条の3の23）。

今回問題となっている降下火砕物の大気中濃度の問題についても、原規委の田中俊一委員長は、第25回会議後の定例記者会見において、「今日の議論は、デザインベースとして、おっしゃるように、その程度のことまでも対応できるようなデザインベースの要求にして、バックフィットをかけていこうということになる。そういう議論だったと思います」と、バックフィットをかけることを明言している（甲B484・5頁）。

(2) 本件原発は稼働し続けていること

ところが、本件原発は、本日現在も未だ稼働を続けている。

旧保安院時代には、平成18年に改訂された耐震設計審査指針への適合性の確認が終了しなくても原子炉の稼働が継続されていた。これは「耐震バックチェック」と言われている。

その結果、必要な津波対策がなされないまま福島第一原発の稼働が漫然と継続されていたため、東北地方太平洋沖地震による津波によって全交流電源喪失に陥り、福島第一原発事故という取り返しの付かない事態を招いた

（甲B155の検察審査会「議決の要旨」等を参照）。津波対策が完了するまで原発の稼働を停止さえしていれば、このような事態は避けられた。

この反省に立って設けられた制度がバックフィット制度であり、最新の知見に適合しない原発については速やかに稼働を停止することが法の趣旨であることは明らかであるし、なぜそのような制度が設けられているかといえ、最新の知見に適合しない原発は、安全性が確保されているといえないからである。具体的に見ても、本来「常識的な数値」として想定すべき降下火砕物大気中濃度に対し、伊方3号炉において然るべき対策は未だで

きていないのであり、従来の想定が100倍前後も大きな過小評価であったことが明白となったのであるから、伊方3号炉の安全性が確保されていないこともまた、明らかである。まさに、抗告人らの人格権侵害の具体的危険が存在するということである。

(3) 福島第一原発事故の反省を踏まえるべきこと

福島第一原発事故の際には、遅くとも2008年の時点で14mを超える津波が到来することがシミュレーションによって明らかになっていたにもかかわらず、バックフィットが行われず、漫然と稼働が続けられたことにより、福島第一原発事故の惨禍を招いた。

今、降下火砕物について、少なくとも約 3.1 g/m^3 という、相手方の限界濃度を超える大気中濃度となることが明らかになった。これを見過ごし、対策を講じるまでの間も稼働を認めることは、この「耐震バックチェック」同様の「火山灰バックチェック」をするというにほかならない。

「バックフィット」ではなく「バックチェック」を採用したことが福島原発事故を招いたことの反省を真摯に踏まえるならば、そのような状況下での原発の稼働継続は容認されるべきではない。

少なくとも、降下火砕物の大気中濃度への然るべき対策が完了するまでは、伊方3号炉は差し止められるべきである。

第12 テロリズム

1 テロリズム対策に関する相手方の疎明事項

- (1) 原決定は、新規制基準の合理性並びに伊方3号炉が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことについては、国と原子力事業者との役割分担を踏まえて判断すべきものといえるから、新規制基準において、原子力事業者単独でテロリズムを完全に防止することを求めているとしても、そのことから新規制基準の内容が不合理であるということとはできない旨判示する

(293頁)。

- (2) しかし、原決定も認めるとおり、本件の争点は、伊方3号炉の安全性が確保されず、その運転に起因して放射性物質が拡散することにより、原告人らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険性の有無であるから(36頁)、仮に、新規制基準の合理性並びに伊方3号炉が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断過程の過誤、欠落について、相手方の主張、疎明が尽くされているといえる場合であっても、上記具体的危険性が存在しないことについて、相手方の主張、疎明が尽くされているといえないときは、具体的危険性の存在が事実上推認されるというべきである。

テロリズム対策については、まさにこの判断枠組みがあてはまる場所であり、問題となるのは、国と原子力事業者の役割分担ではなく、テロリズムによって、伊方3号炉の安全性が確保されず、その運転に起因して放射性物質が拡散することにより、原告人らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険性が存在しないことが疎明されているか否かである。

2 侵入者及び内部脅威対策

(1) 侵入者対策

- ① 原決定は、我が国ではテロリズム対策に関して国と事業者とが役割を分担するとの仕組みが採用されていることを踏まえれば、民間人の武装可能性を含め法制度の異なる外国の実情と単純に比較することには合理性がない旨判示する(293頁)。
- ② しかし、前記のとおり、問題となるのは、国と原子力事業者の役割分担ではなく、テロリズムによって、伊方3号炉の安全性が確保されず、その運転に起因して放射性物質が拡散することにより、原告人らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険性が存在しな

いことが疎明されているか否かである。相手方は、相手方による侵入者対策を主張、疎明するのみであるが、相手方による侵入者対策のみでは、武装した侵入者に対する対策が不十分であることは明らかである。そうであるならば、国による侵入者対策も含めて、武装した侵入者に対する対策として十分であるか否かを検討すべきであるが、相手方は、このような主張、疎明を行っていないから、具体的危険性が推認される。

(2) 内部脅威対策

- ① 原決定は、内部脅威対策の観点からは信頼性確認制度の導入が望ましいとはいえるものの、新規制基準が一定の物的防護及び出入管理を定めていることも踏まえれば、現時点において信頼性確認制度が導入されていないからといって、直ちに新規制基準の内容が合理性を欠くということとはできない旨判示する（294頁）。
- ② しかし、新規制基準が定める一定の物的防護及び出入管理は、あくまで外部からの侵入者を想定した対策であり、内部脅威者に対する対策としての効果は限定的である。平成17年に行われた物的防護及び出入管理による対策で内部脅威者によるテロリズムの結果発生を防止できるという議論は、平成24年の原子力委員会原子力防護専門委員会においては、全く行われておらず、IAEA勧告、主要原子力利用国において信頼性確認制度が導入されている状況（甲A189）からしても、内部脅威者によるテロリズムによって、本件3号機の安全性が確保されず、その運転に起因して放射性物質が拡散することにより、原告人らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険性が存在しないことが疎明されているとは到底いえない。

3 航空機衝突対策

後記第13・1記載のとおり、特定重大事故等対処施設を信頼性向上のため

めのバックアップ対策にすぎないと位置付けることは不合理であり、特定重大事故等対処施設が設置されていない以上、航空機衝突によるテロリズムによって、伊方3号炉の安全性が確保されず、その運転に起因して放射性物質が拡散することにより、原告人らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険性が存在しないことが疎明されているとは到底いえない。

4 サイバーテロ対策

- (1) 原決定は、USBメモリを介したウイルス感染の防止を含むサイバーテロ対策を講じているから、信頼性確認制度が整備されていない現状においても、ウイルス感染の危険があるとは認められない旨判示する（295頁）。
- (2) しかし、本件3号機で講じられているUSBメモリを介したウイルス感染の防止対策は、相手方に管理され、かつ、ウイルスチェックを受けたUSBメモリでなければ使用できないようにしているにすぎず、内部脅威者によるサイバーテロを完全に防止することができるものになっているとは認められない。そうである以上、少なくとも信頼性確認制度が整備されていない現状においては、サイバーテロによって、伊方3号炉の安全性が確保されず、その運転に起因して放射性物質が拡散することにより、原告人らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険性が存在しないことが疎明されているとはいえない。

5 ミサイル攻撃対策

- (1) 原決定は、ミサイル攻撃等への対処について国と原子力事業者との役割分担を定めた法令の趣旨に照らせば、相手方において独自にミサイル攻撃による放射性物質放出を阻止するための対策を講じていないことをもって、原告人らが人格権の侵害を理由に伊方3号炉の運転差止めを求めることはできないものと解される旨判示する（296頁）。

- (2) しかし、前記のとおり、問題となるのは、国と原子力事業者の役割分担ではなく、テロリズムによって、伊方3号炉の安全性が確保されず、その運転に起因して放射性物質が拡散することにより、原告人らの生命及び身体に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険性が存在しないことが疎明されているか否かである。原告人らは、相手方において独自にミサイル攻撃による放射性物質放出を阻止するための対策を講じるべきなどという主張は行っていない。問題は、国の役割を含めた全体として、ミサイル攻撃による放射性物質放出を阻止するための対策を講じられているといえるか否かである。相手方は、この点につき何ら主張、疎明を行っていないから、具体的危険性が推認される。

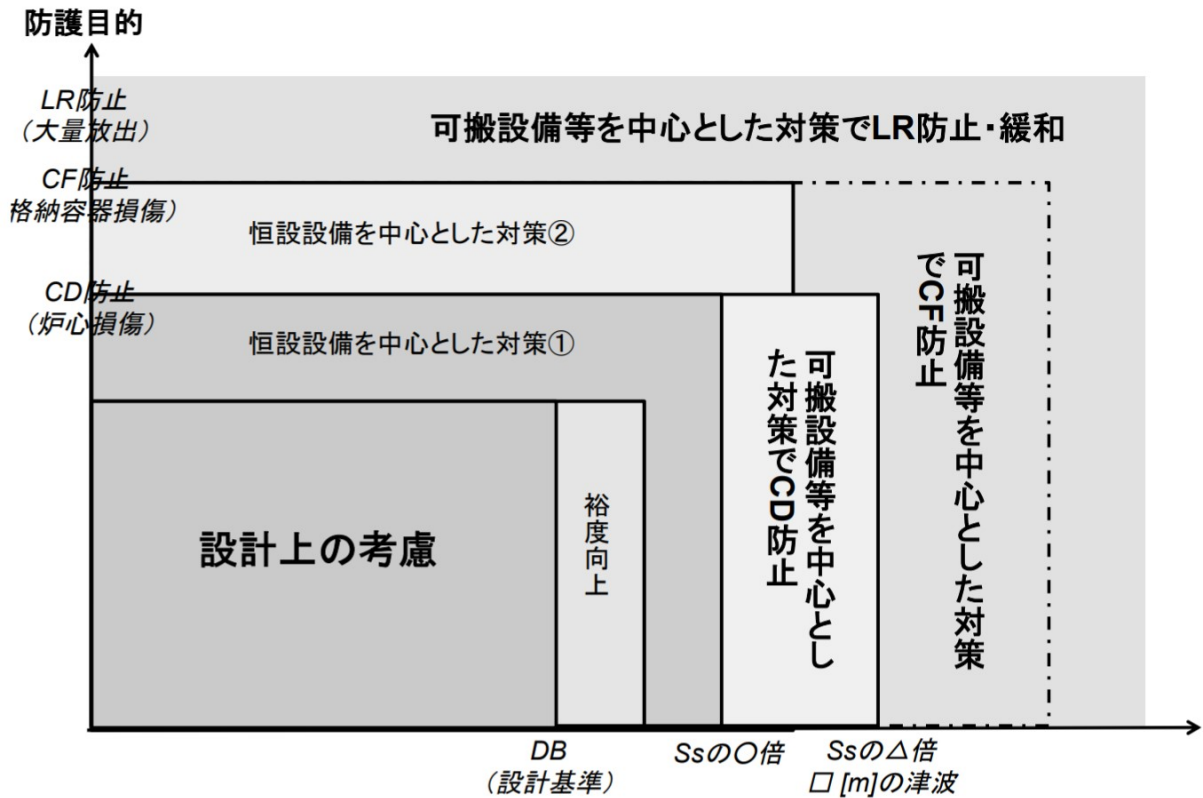
第13 重大事故等対策

1 重大事故等対策に関する総論的な問題点及び特定重大事故等対処施設

- (1) 原決定は、新規規制基準が可搬型設備による対策を基本とし、原告人らが指摘するような受動的安全性の具備を求めているからといって、直ちにその内容が合理性を欠くということとはできないし、相手方の安全対策が不十分であるということもできない旨判示し(300～301頁)、また、特定重大事故等対処施設の設置が猶予されていることについて、特定重大事故等対処施設は、本体施設等により重大事故等対策に必要な機能を満たした上で更に安全性・信頼性を向上させるためのバックアップ対策と位置付けられるとして、原子力規制委員会の判断に不合理な点は認められない旨判示する(311～312頁)。
- (2) しかし、新規規制基準検討チームにおいては、特定重大事故等対処施設の恒設設備は、可搬型設備の「バックアップ対策」ではなく、可搬型設備と比して「より確実に対処できる」対策として、「恒設設備ありきで、さらにそれに可搬を足した」案を基に検討が行われていた(甲B491「外

部事象に対する安全対策の考え方について（案）⁶」16，18頁，甲B492「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第1回会合議事録⁷」42頁）。

外部事象に対する防護策(イメージ)



その後も，新規基準検討チームにおいては，特定重大事故等対処施設の恒設設備が可搬型設備の「バックアップ対策」として位置付けられることはなかったが，平成25年3月19日に開催された平成24年度原子力規制委員会第33回会議において，田中俊一委員長の「私案」として，「シビアアクシデント対策やテロ対策の信頼性向上のためのバックアップ対策については，施行後5年までに実現を求める」ことが提案され，この「バックアップ対策」の中に特定重大事故等対処施設の恒設設備が入る旨説明され（甲B493「原子力発電所の新規

⁶ <http://www.nsr.go.jp/data/000050166.pdf>

⁷ <http://www.nsr.go.jp/data/000050411.pdf>

制施行に向けた基本的な方針（私案）⁸」2頁，甲B494「平成24年度原子力規制委員会第33回会議議事録⁹」30～31頁），その後，上記のとおりこの田中委員長の「私案」どおりに特定重大事故等対処施設設置の猶予期間が認められることになった。

- (3) 新規制基準検討チームの平野雅司原子力安全基盤機構総括参事が下記のように述べるとおり可搬型設備では対応できない事態も想定される
ところ，欧州でも導入されている頑健性及び信頼性が高い恒設設備を導入することは合理的であり（甲B492・42～43頁），このような特定重大事故等対処施設を可搬型設備の「バックアップ対策」と位置付け，特定重大事故等対処施設が設置されないままに再稼働を認める新規制基準に合理性は認められない。

それで，恒設設備を中心とした対策の話なのですけれども，これがずっと出っ張っているということは，上の17ページのフィルター付きベントのついたこのシステムというのは，非常にロバストネスを高めてある。頑健性がすごい，ごちごちの施設であると，そういうふうに理解するだろうと。ドイツで言えばヴァンガードシステムだとか，フランスで言えばハードンドコアとか，そういうものを提案する。導入する。新たに作るということを提案されていると。それは今梶本さんが言われたように，非常に早いトランジェントに対しては，可搬式のものでは対応できないだろうということと，それからこういった信頼性の高い，堅牢性が強いだけでなく，信頼性の高い（引用者注：文脈上，この「信頼性の高い」は，「恒設の設備」を形容するものであると考えられる。）可搬式のものよりも，そういった恒設の設備を導入すべきだという考え方があるといふことだと思えます。私個人はその考え方を支持したいと考えています。

2 水素爆発

- (1) 原決定は，相手方による水素爆発対策は，MCCIに関する不確かさも考慮した保守的な想定のもとで，その有効性が評価されているといえるから，ジルコニウムの反応割合を100%と想定せず，75%と想定したことをもって，その合理性を否定することはできない旨判示する(3

⁸ <https://www.nsr.go.jp/data/000047352.pdf>

⁹ <https://www.nsr.go.jp/data/000047421.pdf>

06～307頁)。

- (2) しかし、格納容器内で水素爆発が発生した場合の危険性に鑑みれば、水素爆発対策の有効性については、特に保守的に評価すべきであり、MCCIの不確かさ、MAAPコード解析の問題点、川内原発1・2号機において、九州電力がジルコニウムの反応割合を100%と想定した評価を行っていること等からしても、伊方3号炉において、ジルコニウムの反応割合を100%と想定した評価を行っていないことに合理性を見出すことはできない(甲B116)。

3 水蒸気爆発

- (1) 原決定は、原子力規制委員会は、TRO I装置による実験のうち自発的な水蒸気爆発の発生した溶融物に対し融点を大きく上回る加熱を実施するなどの実機とは異なる条件の下で実施したものであり、国際協力の下で実施されたOECE-SERENA計画では、TRO I装置を用いて溶融物の温度を現実的な条件とした実験も行われ、その結果、自発的な水蒸気爆発は生じていないことを確認しているという評価を示しており、このような原子力規制委員会の評価の合理性を否定し得るような疎明資料は見当たらない旨判示する(308～309頁)。
- (2) しかし、水蒸気爆発が発生した場合の危険性に鑑みれば、水蒸気爆発対策の有効性については、特に保守的に評価すべきであるところ、実機で炉心溶融が発生した場合の溶融物の量、温度等については、不確かさが伴うところであり、水蒸気爆発が発生した実験について、実機とは異なる条件の下で実施された実験と安易に排除することは合理的でない。むしろ、相手方は、実機において、大量の溶融物が外乱となる可能性がないことを疎明できていないというべきである。

4 免震重要棟

- (1) 原決定は、設置許可基準規則解釈では、「免震機能等により」とされてい

ることから、緊急時対策所に免震機能を必ず持たせなければならないとするものでないことは、その文言上明らかであるし、免震機能に限らずとも、基準地震動による地震力に対して緊急時対策所の機能を喪失しないようにされていれば、基準地震動に対する耐震安全性が確保されるのであるから、上記設置許可基準規則解釈の定めは何ら不合理なものではない旨判示する（310～311頁）。

- (2) しかし、原決定は、設置許可基準規則解釈が「免震機能等」とわざわざ例示している趣旨を全く無視している。設置許可基準規則解釈が「免震機能等」とわざわざ例示しているのは、緊急時対策所は、中央制御室が機能しない場合に機能することが求められるものであるから、中央制御室が機能しなくなるような地震動に襲われたとしても機能喪失しないような、ある種の多様性を要求し、また、余震が発生する中での対応を可能にする趣旨である。したがって、設置許可基準規則解釈の文言上、緊急時対策所に免震機能を必ず持たせなければならないとするものではないが、例えば、制震装置を組み込むなど、中央制御室とは異なる地震対策、余震対策を要求するものと解釈すべきである。

伊方3号炉の緊急時対策所は、免震重要棟が基準地震動 S_s の引き上げにより耐震上の問題が生じた結果、単に中央制御室と同様に基準地震動 S_s による地震力に対する耐震性を有するだけの施設として設置されたものにすぎず、このような緊急時対策所が設置許可基準規則に適合すると判断した原子力規制委員会の判断に合理性はない。

第14 航空機事故、劣化、プルサーマル

原決定は、航空機事故対策不要とする原子力規制委員会の判断をそのまま是認し、また、伊方3号炉の劣化やプルサーマルによる危険を無視したものであり、到底これを認めることは出来ない。

第 15 避難計画

1 原子力防災体制の整備に係る審査の不存在について

(1) 原決定の判示

原決定 64 頁以下において、「我が国では、原子力災害については、原子炉規制法のみならず、原子力災害対策特別措置法、災害対策基本法その他原子力災害の防止に関する法律全体により、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することとしているのであるから、原子炉等規制法に基づき原子炉施設の安全性を審査する原子力規制委員会が直接原子力防災体制の整備の適否に係る審査を行うことは予定されていないといわざるをえない。」と判示する。

(2) しかし、この原決定の判示は、抗告人らが指摘した問題点に正面から答えるものではなく、抗告人らの主張を排斥する理由とはなり得ない。

そもそも、福島第一原発事故においては、双葉病院で 50 人の患者が死亡する等（甲 A 4 2）、極めて混乱した避難の中で、多数の貴重な人命が失われたことは厳然たる事実である。福島第一原発事故を経験した我が国においては、このような悲惨な事態を二度と繰り返してはならないことは議論の余地が無い。

抗告人らは、伊方原発に過酷事故が発生した場合に、実際に自らの命を賭して避難しなければならない当事者であり、命を守るというまさに人格権の中核に基づき、実効性のある避難計画を整備することを求め、避難計画の実効性が確保されているか否かを規制機関が審査して確認しないままに、原発が稼働されてしまうことの危険性を指摘している。

原決定の前記判示は、我が国法体系に関する空疎な説明に終始するに過ぎず、抗告人らのせめて命を守れという切実な問に、何ら応えたものではない。

(3) 原決定 353 頁以下において、原決定は、本件避難計画の問題点に関して、

放射線防護施設の物資の供給体制，収容可能人数，土砂災害警戒区域内に存在することなどについて、「債権者らの危惧する点にも理解すべき点があり，これらの点については，今後適宜改善が必要であると考えられる。」「今後原子力総合防災訓練が行われる過程等で見いだされた課題を踏まえた本件避難計画の適宜・適正な修正が行われなような場合には，本件避難計画が著しく合理性を欠くことになる事態もあり得る」とまで判示している。このように，原決定は，現状の本件避難計画が決して万全のものではなく，実効性に疑問が残るものであることを認めている。

まさに，伊方3号炉においては，裁判所が実効性に疑問がある旨の判示をせざるを得ない避難計画しか存在していないにもかかわらず，原発の再稼働が認められてしまっているのである。規制機関が原子力防災体制の整備に係る審査をしないまま原発の稼働を認めてしまう，新規制基準の不合理性を実証しているものと評さざるを得ない。

2 避難計画に関する判断基準について

- (1) 原決定 334 頁は，避難計画に関する判断基準について，「発電用原子炉施設に起因する原子力災害に係る住民の避難計画については，およそ実効性を欠くものであるとか，原子力総合防災訓練等を踏まえた適切な修正が行われていないなど，当該避難計画が著しく合理性を欠く場合に限り，当該発電用原子炉施設の安全性に欠けるところがあるとして，当該発電用原子炉施設を設置及び運転する原子力事業者による住民の人格権（生命及び身体に係る権利）に対する違法な侵害行為のおそれがあると認められるものと解すべきである。」と判示する。
- (2) そもそも，原決定は，避難計画（防災対策）以外に関する伊方原発の安全対策に関する各論の争点については，その安全対策に合理性があるか否かを判断しており，「およそ実効性を欠く」「著しく合理性を欠く」を判断基準として採用していない。

原決定は、各種の安全対策のうち、深層防護での考え方に基づけば、第5層の避難計画（防災対策）についてだけは、他の安全対策に対する判断基準とは異なる、明らかに緩和された非保守的な判断基準を採用している。

- (3) 原決定は、上記の判断基準を採用する理由として、原子力災害対策措置法等の現行法制度を判示している（329頁～334頁）が、これらは現行の法制度の説明に過ぎず、何故、第5層の安全対策に限っては、他の安全対策に対する判断基準とは異なった非保守的な判断基準を採用するかについて、これを正当化する実質的な理由は、何も示されていない。
- (4) そもそも、現行の法体系を理由とするのであれば、結論は全く逆でなければならない。

すなわち、原決定の判示によれば、現行の法体系は、「原子炉等規制法に基づき原子炉施設の安全性を審査する原子力規制委員会が直接原子力防災体制の整備の適否に係る審査を行うことは予定されていない」（原決定 64頁）。

行政部門が避難計画の実効性について審査の対象としていない以上は、行政部門以外の国家機関が、住民の命を守るために避難計画の実効性について厳しく審査しなければならない。そして、それを行うことができる国家機関は、人権の最後の守り手である裁判所以外に存在しない。

裁判所が、国民の人権・命を守るといふ、最も基本的な裁判所の役割を果たすためには、行政部門（原子力規制委員会）が審査対象としていない避難計画の合理性については、裁判所以外に審査を担当する国家機関が存在しないことを自覚して、他の安全対策以上に厳しく、少なくとも他の安全対策と同等の保守的な基準で判断すべきであり、他の安全対策より緩和された非保守的な基準で判断することは許されない。

原決定の判示は、空疎な法体系の説明に終始し、現状の法体系において裁判所が果たすべき役割が何かという肝心の点を看過したものであり、国民

の人権・命を守るという、最も基本的な裁判所の役割を放棄したに等しいものである。

3 本件避難計画の合理性について

(1) 原決定が認めた本件避難計画の問題点

原決定は、以下に詳述するように、本件避難計画の多数の部分が、「整備中」「調整中」「改善が必要」と認めている。

- ① 新たに旧佐田岬小学校など2施設を放射線防護施設として整備する（原決定 351 頁）。
- ② 愛媛県においても、避難路となる道路の整備を進めるなど（中略）訓練による検証とを積み重ねながら、緊急時対応の強化を図ることとしている（原決定 352 頁）。
- ③ 放射線防護施設において約7日間生活できる寮の食料及び生活物資等の備蓄及び供給体制は平成28年7月時点で整備中である（原決定 353 頁）。
- ④ 放射線防護施設についても収容可能人数とされる人数を収容できるかは必ずしも明らかでない施設や、土砂災害警戒区域内にある施設があることなど、抗告人らの危惧する点にも理解すべき点があり、今後適宜改善が必要である（原決定 353 頁）。

(2) 司法判断の誤り

以上のように、裁判所は、現在の避難計画は「整備中」「改善が必要である」としつつも、著しく合理性を欠くとまではいえないとしているが、しかし、この「整備中」、「改善が必要」という認定からすれば、現時点では、人の生命、健康を守るために不十分な避難計画しかないことを認めているのであり、このような不十分な状態で稼働をしてもよいという司法判断は、まさに、原発周辺住民の生命、健康を置き去りにしたものである。

4 民間輸送事業者との協定について

- (1) 原決定 349 頁は、本件避難計画実施の際に必要な輸送能力の確保について、「一般社団法人愛媛県バス協会」「愛媛県旅客船協会」等の民間輸送事業者の団体との間で締結した「覚書」に基づき、必要な輸送能力の提供を受けると判示する。

また、原決定の他の多数の箇所においても、この覚書を前提として、民間輸送業者からの輸送能力の提供があることを認定している。

- (2) この点に関し、抗告人らは、債権者ら準備書面(3)(被害論)補充書 8 頁以下において、甲 B 2 1 0 号証の 3 に基づき、伊方原発事故発生時に避難の足となるバス、トラック、旅客船の民間交通事業者との間の避難活動に関する覚書によれば、運転手等の被ばく量が 1 ミリシーベルトを下回る場合でなければ、避難活動に協力を要請することができないことが明記されている(トラック 197 頁、バス 203 頁、船 209 頁参照)ことを主張していた。

この規定からすれば、覚書は存在しても、事故発生時に運転手等の被ばく量が 1 ミリシーベルトを上回るおそれがある場合には、必要な輸送力を確保することはできない。

- (3) このように、証拠上も明白な覚書中の運転手等の被ばく量に関する規定の存在は、本件避難計画の実効性を判断する上で、重要な意味を持つものである。それにもかかわらず、原決定の本文中には、この規定の存在に関する事実認定すらなく、この規定が存在することを前提とした、輸送能力の確保の実効性に関する判断も何ら示されていない。

一方で、相手方の提出した主張、証拠に基づき、前記のように「覚書」に基づく輸送能力の確保を認定しながら、他方において、この点に関する証拠に基づく抗告人らの主張を無視し、事実認定すらしない原決定の判示は、極めて偏頗であるとの批判を免れない。

5 原子力災害対策指針について

- (1) 原決定 354 頁は、原子力災害対策指針に関して、避難計画の前提となる事故想定の内容、段階的避難の想定等については、判断を左右するものではないと判示する。
- (2) しかし、この判示は、排斥の理由を形式的にすら示していないものであり、理由不備である。

そもそも、避難計画の合理性、実効性を判断する上で、どのような大きさの事故を想定して、避難計画を立案するかは、決定的に重要な論点であり、これを形式的な理由すら示さず、結論のみを記載して排斥する原決定の判示は、極めて偏頗であるとの批判をここでも免れない。

第 16 結論

よって、原決定を取り消し、伊方 3 号炉の運転禁止を命じるべきである。
(おって、本即時抗告申立書の主張を補充する予定である)

(別紙)

松崎氏の虚偽説明等

1. 破壊領域の幅を震源断層の幅として故意に虚偽説明(甲 B 3 2 6・5 9 頁, v 頁)
「破壊領域の幅」と「震源断層の幅」とは異なるものであるが, 相手方が審査会合に提出した資料には「破壊領域の幅」と記載されていたにもかかわらず, 相手方のプレゼンテーション資料では, 「破壊領域の」を削除した上, 松崎氏が, 「断層幅」(震源断層の幅)と故意に虚偽の説明を行った。
2. 断層タイプによる短周期レベルの違いについて都合の悪い資料を隠蔽(甲 B 3 2 6・2 2 頁, viii 頁, ix 頁, x 頁)
相手方は, 中央構造線のような横ずれ断層タイプは, 逆断層タイプに比べて短周期レベルが小さいとする相手方の主張を証明するため
 - (1) 佐藤ほか(2 0 1 0)では, 相手方に有利なスペクトルインバージョンだけでなく, 経験的グリーン関数法に基づく評価も行っているが, 相手方は, 自らに有利なスペクトルインバージョンだけを出して, 経験的グリーン関数法に基づく評価を隠蔽した(関電は, これも出している)。
 - (2) 染井ら(2 0 1 0)では, 断層タイプによる短周期レベルの違いの確認は出来ず, 東電はこれを出しているが, 相手方は出していない。
 - (3) 構造計画研究所(2 0 1 0)によれば, 断層タイプ別に短周期レベルの明確な違いはなく, 関電も東電もこれを審査会合で紹介しているが, 相手方は出していない